	現 行 (平成 22 年 4 月)	改正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条		
	第 1 編 共通編	第1編 共通編	
	第1章 総 則 ············ I - 4 - 24	第1章 総則 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 1 早 総 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 24 第 1101 条 適 用 ・・・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 24	第1章 総則 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		第1101条 週用 ······· I - 3 - 23 第1102条 用語の定義 ····· I - 3 - 26	
	第 1102 条 用語の定義 ······ I - 4 - 24	第1102条 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 26 第1103条 受発注者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 26	
	が 1100 タ 米なっ		
	第 1103 条 業務の着手 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1104条 業務の着手 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 1104 条 設計図書の支給及び点検・・・・・・・・・・ I - 4 - 26	第1105条 設計図書の支給及び点検 · · · · · · · · · · · I - 3 - 26	
	第 1105 条 調査職員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 26	第1106条 調査職員 · · · · · · I - 3 - 27	
	第 1106 条 管理技術者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1107条 管理技術者 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 27	
	第 1107 条 照査技術者及び照査の実施 ・・・・・・・・ I - 4 - 27	第1108条 照査技術者及び照査の実施 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 27	
	第 1108 条 担当技術者 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 28	第1109条 担当技術者 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 29	
	第 1109 条 提出書類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 28	第1110条 提出書類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 30	
	第 1110 条 打合せ等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1111条 打合せ等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 1111 条 業務計画書 · · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 29	第1112条 業務計画書 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 30	
	第 1112 条 資料の貸与及び返却 ······ I - 4 - 30	第1113条 資料の貸与及び返却 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 31	
	第 1113 条 関係官公庁への手続き等 ・・・・・・・・・ I - 4 - 30	第1114条 関係官公庁への手続き等 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 31	
	第 1114 条 地元関係者との交渉等 · · · · · · · · · · I - 4 - 31	第1115条 地元関係者との交渉等 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 31	
	第 1115 条 土地への立入り等 · · · · · · · · · · · I - 4 - 32	第1116条 土地への立ち入り等 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 32	
	第 1116 条 成果物の提出 ・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 32	第1117条 成果物の提出 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 32	
	第 1117 条 関連法令及び条件の遵守 · · · · · · · · · I - 4 - 33	第1118条 関連法令及び条例の遵守 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 33	
	第 1118 条 検 査 ······ I - 4 - 33	第1119条 検査 ····· I - 3 - 33	
	第 1119 条 修 補 ······ I - 4 - 34	第1120条 修補 ····· I - 3 - 33	
	第 1120 条 条件変更等 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 34	第1121条 条件変更等 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 34	
	第 1121 条 契約変更 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 34	第1122条 契約変更 ····· I - 3 - 34	
	第 1122 条 履行期間の変更 · · · · · · · · · · · I - 4 - 35	第1123条 履行期間の変更 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 34	
	第 1123 条 一時中止 · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 35	第1124条 一時中止 ····· I - 3 - 34	
	第 1124 条 発注者の賠償責任 · · · · · · · · · · · I - 4 - 36	第1125条 発注者の賠償責任 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 35	
	第 1125 条 受注者の賠償責任 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 36	第1126条 受注者の賠償責任 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 35	
	第 1126 条 部分使用 ······ I - 4 - 37	第1127条 部分使用 ····· I - 3 - 35	
	第 1127 条 再委託 ······ I − 4 − 37	第1128条 再委託 ····· I - 3 - 36	
	第 1128 条 成果物の使用等 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 37	第1129条 成果物の使用等 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 36	
	第 1129 条 守秘義務 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 38	第1130条 守秘義務 · · · · · I - 3 - 37	
		第1131条 個人情報の取扱い · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 37	
	第 1130 条 安全等の確保 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 38	第1132条 安全等の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 39	
	第 1131 条 臨機の措置 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 39	第1133条 臨機の措置 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 40	
	第 1132 条 履行報告 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 39	第1134条 履行報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 40	
	第 1133 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ····· I - 4 - 40	第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 · · · · · · · · I - 3 - 40	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
	第1136条 (削除) ······ I - 3 - 40	
	第1137条 行政情報流出防止対策の強化 ・・・・・・・・・・ I - 3 - 40	
	第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 · · · · · · I - 3 - 42	
	第1139条 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 42	
	第1140条 (削除) · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 42	
第 2 章 設計業務等一般 · · · · · · · · · · · I - 4 - 40	第 2 章 設計業務等一般 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 42	
第 1201 条 使用する技術基準等 ・・・・・・・ I - 4 - 40	第1201条 使用する技術基準等 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 42	
第 1202 条 現地踏査 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 40	第1202条 現地踏査 ····· I - 3 - 42	
第 1203 条 設計業務等の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 40	第1203条 設計業務等の種類 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 43	
第 1204 条 調査業務の内容 · · · · · · · · · · I - 4 - 41	第1204条 調査業務の内容 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 43	
第 1205 条 計画業務の内容 · · · · · · · · · · I - 4 - 41	第1205条 計画業務の内容 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 43	
第 1206 条 設計業務の内容 · · · · · · · · · I - 4 - 41	第1206条 設計業務の内容 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 43	
第 1207 条 調査業務の条件 · · · · · · · · · · · I - 4 - 42	第1207条 調査業務の条件 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 44	
第 1208 条 計画業務の条件 · · · · · · · · · · I - 4 - 42	第1208条 計画業務の条件 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 44	
第 1209 条 設計業務の条件 · · · · · · · · · · I - 4 - 43	第1209条 設計業務の条件 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 45	
第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果 · · · · · I - 4 - 45	第1210条 調査業務及び計画業務の成果 · · · · · · · · · I - 3 - 46	
第 1211 条 設計業務の成果 · · · · · · · · · I - 4 - 45	第1211条 設計業務の成果 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 46	
	第1212条 環境配慮の条件 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 47	
	第1213条 維持管理への配慮 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 47	
	(参考) 主要技術基準及び参考図書 · · · · · · · · · · · I - 3 - 49	
第2編 河川編	第 2 編 河川編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 1 章 河川環境調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 68	
第1章 河川環境調査 ····· I-4- 58	第 1 節 河川環境調査の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 68	
第1節 河川環境調査の種類 · · · · · · · I - 4 - 58	第2101条 河川環境調査の種類 · · · · · · · · · · · I - 3 - 68	
第 2101 条 河川環境調査の種類 ・・・・・・ I - 4 - 58	第 2 節 環境影響評価 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 68	
第 2 節 環境影響評価 ····· I - 4 - 58	第2102条 環境影響評価の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 68	
第 2102 条 環境影響評価の区分 · · · · · · · I - 4 - 58	第2103条 計画段階配慮書(案)の作成 · · · · · · · · · · · I - 3 - 69	
	第2104条 方法書(案)の作成 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 70	
第 2103 条 方法書(案)の作成 ・・・・・・・ I - 4 - 58	第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、	
第 2104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定・· I - 4 - 60	予測及び評価の手法の選定 · · · · · · · · · · I - 3 - 71	
第 2105 条 調 査 ······ I - 4 - 61	第2106条 調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 72	
第 2106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 ・・・ I - 4 - 61	第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 · · · · · · I - 3 - 73	
第 2107 条 準備書(案)の作成 ・・・・・・・ I - 4 - 62	第2108条 準備書(案)の作成 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 74	
第 2108 条 評価書(案)の作成 ・・・・・・・ I - 4 - 63	第2109条 評価書(案)の作成 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 74	
第 2109 条 評価書の補正等 · · · · · · · · · I - 4 - 64	第2110条 評価書の補正等 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 75	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 3 節 河川水辺環境調査 · · · · · · · I - 4 - 64	第 3 節 河川水辺環境調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 76	
第 2110 条 河川水辺環境調査の区分 · · · · · · I - 4 - 64	第2111条 河川水辺環境調査の区分 ・・・・・・・・・・ I-3-76	
第 2111 条 <mark>魚介類</mark> 調査 ······ I - 4 - 65	第2112条 <mark>魚類</mark> 調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 76	
第 2112 条 底生動物調査 · · · · · · · · · I - 4 - 66	第2113条 底生動物調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 77	
第 2113 条 植物調査 ······ I - 4 - 66	第2114条 植物調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 78	
第 2114 条 鳥類調査 ······ I - 4 - 67	第2115条 鳥類調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 79	
第 2115 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ・・・・・・ I - 4 - 67	第2116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 79	
第 2116 条 陸上昆虫類等調査 ······ I - 4 - 68	第2117条 陸上昆虫類等調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 80	
第 2117 条 河川調査 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 68	第2118条 河川環境基図作成調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 80	
第 2118 条 河川空間利用実態調査 ····· I - 4 - 69	第2119条 河川空間利用実態調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 81	
	第2120条 河川水辺総括資料作成調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 82	
第 4 節 成 果 <mark>品</mark> · · · · · · · · · · · · I - 4 - 69	第 4 節 成果 <mark>物</mark> ······ I - 3 - 82	
第 2119 条 成 果 品 ······ I - 4 - 69	第2121条 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 82	
第 2 章 河川調査・計画 ・・・・・・・・・・・ I - 4 - 71	第 2 章 河川調査・計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 84	
第 1 節 河川調査・計画の種類 ・・・・・・・・ I - 4 - 71	第 1 節 河川調査・計画の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 84	
第 2201 条 河川調査・計画の種類 · · · · · · I - 4 - 71	第2201条 河川調査・計画の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 -84	
第 2 節 洪水痕跡調査 ······ I - 4 - 71	第 2 節 洪水痕跡調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 84	
第 2202 条 洪水痕跡調査 ····· I - 4 - 71	第2202条 洪水痕跡調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 84	
第 3 節 計画降雨検討 · · · · · · · · · I - 4 - 72	第 3 節 計画降雨検討 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 85	
第 2203 条 計画降雨検討の区分 · · · · · I - 4 - 72	第2203条 計画降雨検討の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 85	
第 2204 条 ティーセン法による検討 ····· I - 4 - 72	第2204条 ティーセン法による検討 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 85	
第 2205 条 降雨強度曲線による検討 ···· I - 4 - 74	第2205条 降雨強度曲線による検討 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 86	
第4節 基本高水・計画高水流量検討 ・・・・・・・・ I -4- 75	第4節 基本高水·計画高水流量検討 · · · · · · · · · · · I - 3 - 88	
第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分 ・・・・・・ I - 4 - 75	第2206条 基本高水·計画高水流量検討の区分 · · · · · · · · I - 3 - 88	
第 2207 条 貯留関数法による検討 ····· I - 4 - 75	第2207条 貯留関数法による検討 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 88	
第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討 · · · · · I - 4 - 77	第2208条 準線形貯留型モデルによる検討 · · · · · · · · · I - 3 - 90	
第 2209 条 雨量確率手法による検討 ···· I - 4 - 78	第2209条 雨量確率手法による検討 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 91	
第 2210 条 流量確率手法による検討 ····· I - 4 - 80	第2210条 流量確率手法による検討 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 92	
第 5 節 低水流出解析 ······ I - 4 - 81	第 5 節 低水流出解析 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 93	
第 2211 条 低水流出解析 ······ I - 4 - 81	第2211条 低水流出解析 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 93	
第 6 節 河道計画 ······ I - 4 - 83	第 6 節 河道計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 95	
第 2212 条 河道計画 ······ I - 4 - 83	第2212条 河道計画 (大規模河川) · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 95	
	第2213条 河道計画(中小河川) · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 98	
第 7 節 内水処理計画 ······ I - 4 - 84	第 7 節 内水処理計画 ······ I - 3 - 100	
第 2213 条 内水処理計画 ······ I - 4 - 84	第2214条 内水処理計画 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 100	
第8節 利水計画 ······ I - 4 - 87	第8節 利水計画 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 102	
第 2214 条 利水計画検討 ····· I - 4 - 87	第2215条 利水計画検討 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 103	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章節条		編章節条	
	第 9 節 正常流量検討 ····· I - 4 - 90	第9節 正常流量検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2215 条 正常流量検討 ······ I - 4 - 90	第2216条 正常流量検討 (大規模河川)	
		第2217条 正常流量検討(中小河川) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 10 節 氾濫水理解析 ····· I - 4 - 93	第10節 氾濫水理解析 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 2216 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)・・ I - 4 - 93	第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合) ・・・・・	····· I - 3 - 111
	第 11 節 総合治水対策調査 · · · · · · · · · · · I - 4 - 95	第11節 総合治水対策調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 113$
	第 2217 条 総合治水対策調査 ······ I - 4 - 95	第2219条 総合治水対策調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 12 節 洪水予測システム検討 · · · · · · · I - 4 - 106	第12節 洪水予測システム検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2218 条 洪水予測システム検討 ····· I - 4 - 106	第2220条 洪水予測システム検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· I - 3 - 123
	第 13 節 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 111	第13節 成果 <mark>物</mark> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	····· I - 3 - 128
	第 2219 条 成 果 品 ······ I - 4 - 111	第2221条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</mark>	····· I - 3 - 128
	第3章 河川構造物設計 ······ I - 4 -112	第3章 河川構造物設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots \qquad I - 3 - 129$
	第1節 河川構造物設計の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 112	第1節 河川構造物設計の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots \qquad I - 3 - 129$
	第 2301 条 河川構造物設計の種類 · · · · · · · · · · I - 4 - 112	第2301条 河川構造物設計の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 129$
		第2節 築堤設計	$\cdots \qquad I - 3 - 129$
		第2302条 築堤設計区分 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 129$
		第2303条 築堤予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 129$
		第2304条 築堤詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	····· I - 3 - 132
	第 2 節 護岸設計 ····· I - 4 - 112	第3節 護岸設計	$\cdots I - 3 - 135$
	第 2302 条 護岸設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 112	第2305条 護岸設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 135$
	第 2303 条 護岸予備設計 ····· I - 4 - 112	第2306条 護岸予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 135$
	第 2304 条 護岸詳細設計 ····· I - 4 - 117	第2307条 護岸詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 139$
	第3節 樋門設計 ···· I - 4 - 121	第4節 樋門設計	$\cdots I - 3 - 142$
	第 2305 条 樋門設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 121	第2308条 樋門設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 142$
	第 2306 条 樋門予備設計 ······ I - 4-121	第2309条 樋門予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 142$
	第 2307 条 樋門詳細設計 ····· I - 4 - 124	第2310条 樋門詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 145$
	第4節 床止め設計 ····· I - 4 - 128	第5節 床止め設計	$\cdots I - 3 - 149$
	第 2308 条 床止め設計の区分 ····· I - 4 - 128	第2311条 床止め設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 149$
	第 2309 条 床止め予備設計 · · · · · · · · · · · I - 4 - 128	第2312条 床止め予備設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 149$
	第 2310 条 床止め詳細設計 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 131	第2313条 床止め詳細設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 152$
	第5節 堰 設 計 ····· I - 4 - 134	第6節 堰設計	$\cdots I - 3 - 155$
	第 2311 条 堰設計の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 134	第2314条 堰設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 155$
	第 2312 条 堰予備設計 ······ I - 4-135	第2315条 堰予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots I - 3 - 155$
	第 2313 条 堰詳細設計 ····· I - 4 - 140	第2316条 堰詳細設計	····· I - 3 - 160
	第6節 水門設計 ····· I - 4 - 145	第7節 水門設計	$\cdots I - 3 - 164$
	第 2314 条 水門設計の区分 · · · · · · · · · · · I - 4 - 145	第2317条 水門設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots I - 3 - 164$
	第 2315 条 水門予備設計 ······ I - 4 - 145	第2318条 水門予備設計	$\cdots I - 3 - 164$

	現 行 (平成 22 年 4 月)	11 未扮 中六 世 仁 秋 音(改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条		編章節条		
第 23	16条 水門詳細設計 ······ I - 4 - 148		第2319条 水門詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 167	
第7節	排水機場設計 ····· I - 4 - 151		第8節 排水機場設計 ····· I - 3 - 170	
	317条 排水機場設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 4-151		第2320条 排水機場設計の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 170	
	318条 排水機場予備設計 ······ I - 4 - 151		第2321条 排水機場予備設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 170	
第 23	319条 排水機場詳細設計 ······ I - 4 - 154		第2322条 排水機場詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 173	
第8節	成 果 品 ····· I - 4 - 158		第 9 節 成果 <mark>物 ····· I - 3 - 173</mark>	
第 23	220条成果品······· I-4-158		第2323条 成果 <mark>物 ····· I - 3 - 1</mark> 73	
			第 4 章 水文観測業務 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			第1節 総則 ····· I - 3 - 179	
			第2401条 水文観測業務の種類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 179	
			第2402条 対象観測所 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 179	
			第2403条 業務の実施基準 ・・・・・・・・・・・・・・・ I-3-179	
			第 2 節 水文観測所保守点検 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 179	
			第2404条 水文観測所保守点検の目的 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 179	
			第2405条 水文観測所保守点検の内容 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 179	
			第2406条 観測所整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 180	
			第2407条 水文観測所保守点検の成果物 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 180	
			第3節 流量観測 ···· I - 3 - 180	
			第2408条 流量観測の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 180	
			第2409条 作業確認 · · · · · · · · I - 3 - 180	
			第2410条 観測班の編成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			第2411条 流量観測所整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2412条 流速計の検定 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2413条 現地調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2414条 低水流量観測の方法 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2415条 低水流量観測の成果物 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2416条 高水流量観測の方法 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義 · · · · · · · · I - 3 - 181	
			第2418条 高水流量観測の成果物 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 182	
			第2419条 ADCPによる流量観測の方法 · · · · · · · · I - 3 - 182	
			第2420条 ADCPによる流量観測成果物 · · · · · · · · I - 3 - 182	
			第2421条 電波式流速計による流量観測の方法 \cdots $I-3-182$	
			第2422条 電波式流速計による流量観測成果物 \cdots $I-3-183$	
			第2423条 画像解析による流量観測の方法 · · · · · · · · · · · I - 3 - 183	
			第2424条 標定点の設置・座標の測量 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 183	
			第2425条 画像解析による流量観測成果物 · · · · · · · · · · · I - 3 - 183	
			第 4 節 水位流量曲線作成 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 183	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
	第2426条 水位流量曲線作成の目的 ・・・・・・・・・・・ I-3-183	
	第2427条 水位流量曲線作成の方法 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 183	
	第2428条 水位流量曲線作成の成果物 · · · · · · · · · I - 3 - 183	
	第 5 節 水文資料整理 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 184	
	第2429条 水文資料の定義 ・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 184	
	第2430条 水文資料整理の目的 ・・・・・・・・・・・	
	第2431条 水文資料整理の方法 · · · · · · · · · · I - 3 - 184	
	第2432条 水文資料整理の成果物 ・・・・・・・・・・・	
	第3編 海岸編 (削除)	
第3編 砂防及び地すべり対策編	第 4 編 砂防及び地すべり対策編 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 1 章 砂防環境調査 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 162	第 1 章 砂防環境調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第1節 砂防環境調査の種類 · · · · · · · · I - 4 - 162	第1節 砂防環境調査の種類 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 3101 条 砂防環境調査の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 162	第4101条 砂防環境調査の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 2 節 自然環境調査 ····· I - 4 - 162	第 2 節 自然環境調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 3102 条 自然環境調査の区分 · · · · · · · · I - 4 - 162	第4102条 自然環境調査の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 3103 条 魚類調査 ・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 162	第4103条 魚類調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 185	
第 3104 条 植物調査 ・・・・・・・・・・・ I - 4 - 163	第4104条 植物調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 186	
第 3105 条 鳥類調査 ・・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 163	第4105条 鳥類調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 187	
第 3106 条 両生類・は虫類・哺乳類調査 · · · · · I - 4 - 164	第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査 · · · · · · · · · I - 3 - 187	
第 3107 条 陸上昆虫類調査 ····· I - 4 - 165	第4107条 陸上昆虫類調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 188	
第 3108 条 底生生物調査 · · · · · · · · · · · I - 4 - 165	第4108条 底生動物調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 188	
第 3 節 景観調査 ······ I - 4 - 165	第 3 節 景観調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 189	
第 3109 条 景観調査 · · · · · · · · · · · · · I − 4 − 165	第4109条 景観調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 189	
第4節 渓流空間利用実態調査 ····· I - 4 - 166	第 4 節 渓流空間利用実態調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 190	
第 3110 条 渓流空間利用実態調査 ····· I - 4 - 166	第4110条 渓流空間実態利用調査 · · · · · · · · · I - 3 - 190	
第 5 節 成果品及び貸与資料 ・・・・・・・・ I - 4 - 167	第 5 節 成果物及び貸与資料 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 190	
第 3111 条 成 果 品 ······ I - 4 - 167	第4111条 成果物 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 190	
第 3112 条 貸与資料 · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 167	第4112条 貸与資料 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 190	
第 2 章 砂防調査・計画 ・・・・・・・・・・・ I - 4-167	第 2 章 砂防調査・計画 ······ I - 3 - 192	
第 1 節 砂防調査・計画 ・・・・・・・・・ I - 4 - 167	第1節 砂防調査・計画 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 192	
第 3201 条 砂防調査・計画の種類 ・・・・・・・ I - 4 - 167	第4201条 砂防調査・計画の種類 · · · · · · · · · · · I - 3 - 192	
第 2 節 砂防調査 ····· I - 4 - 168	第 2 節 砂防調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 192	
第 3202 条 砂防調査の区分 · · · · · · · · · I - 4 - 168	第4202条 砂防調査の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 192	
第 3203 条 水系砂防調査 ····· I - 4 - 168	第4203条 水系砂防調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 192	
第 3204 条 土石流対策調査 ····· I - 4 - 172	第4204条 土石流対策調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 196	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 3205 条 流木対策調査 · · · · · · · I - 4-173	第4205条 流木対策調査 · · · · · · · · · · I - 3 - 197	
第 3206 条 火山砂防調査 · · · · · · · · I - 4 - 175	第4206条 火山砂防調査 · · · · · · · · · · · I - 3 - 199	
第3節 砂防計画 ······ I - 4 - 176	第 3 節 砂防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 201	
第 3207 条 砂防計画の区分 · · · · · · · · · I - 4 - 176	第4207条 砂防計画の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 201	
第 3208 条 水系砂防計画 ······ I - 4 - 176	第4208条 水系砂防計画 ····· I - 3 - 201	
第 3209 条 土石流対策計画 ······ I - 4 - 178	第4209条 土石流対策計画 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 202	
第 3210 条 流木対策計画 ······ I - 4 - 179	第4210条 流木対策計画 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 204	
第 3211 条 火山砂防計画 ······ I - 4 - 180	第4211条 火山砂防計画 ····· I - 3 - 205	
第4節 成 果 品 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 182	第 4 節 成果物 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 207	
第 3212 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 182	第4212条 成果物 ······ I - 3 - 207	
第 3 章 砂防構造物設計 · · · · · · · · · I - 4 - 186	第 3 章 砂防構造物設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 211	
第 1 節 砂防構造物設計 · · · · · · · · · · I - 4 - 186	第 1 節 砂防構造物設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 211	
第 3301 条 砂防構造物設計の種類 ・・・・・・ I - 4-186	第4301条 砂防構造物設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 211	
第 2 節 砂防えん堤及び床固工の設計 ····· I - 4 - 186	第 2 節 砂防 <mark>堰</mark> 堤及び床固工の設計 ····· I - 3 - 211	
第 3302 条 砂防えん堤及び床固工設計の区分 · · · · · · I - 4-186	第4302条 砂防 <mark>堰</mark> 堤及び床固工設計の区分 · · · · · · · · · · · I - 3 - 211	
第 3303 条 砂防えん堤及び床固工予備設計 ····· I - 4-186	第4303条 砂防 <mark>堰</mark> 堤及び床固工予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 211	
第 3304 条 砂防えん堤及び床固工詳細設計 ····· I - 4-189	第4304条 砂防 <mark>堰</mark> 堤及び床固工詳細設計 ····· I - 3 -214	
第3節 渓流保全工の設計 · · · · · · · · · I - 4 - 192	第 3 節 渓流保全工の設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 216	
第 3305 条 渓流保全工設計の区分 · · · · · · · I - 4-192	第4305条 渓流保全工設計の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 -217	
第 3306 条 渓流保全工予備設計 ····· I − 4 − 192	第4306条 渓流保全工予備設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 217	
第 3307 条 渓流保全工詳細設計 ····· I − 4 − 194	第4307条 渓流保全工詳細設計 ····· I - 3 - 219	
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 ····· I - 4 - 196	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 · · · · · · · · · I - 3 - 222	
第 3308 条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分 ・・・ I - 4-196	第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分 · · · · · · I - 3 - 222	
第 3309 条 土石流対策工予備設計 ····· I - 4-196	第4309条 土石流対策工予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 222	
第 3310 条 土石流対策工詳細設計 ····· I - 4 - 199	第4310条 土石流対策工詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 224	
第 3311 条 流木対策工予備設計 ····· I - 4 - 201	第4311条 流木対策工予備設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 227	
第 3312 条 流木対策工詳細設計 ····· I - 4 - 203	第4312条 流木対策工詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 230	
第5節 護岸工の設計 · · · · · · · · I - 4 - 206	第 5 節 護岸工の設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 232	
第 3313 条 護岸工設計の区分 · · · · · · · · I - 4 - 206	第4313条 護岸工設計の区分 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 232	
第 3314 条 護岸工予備設計 · · · · · · · · · I - 4 - 206	第4314条 護岸工予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 232	
第 3315 条 護岸工詳細設計 ····· I - 4 - 208	第4315条 護岸工詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 234	
第6節 山腹工の設計 · · · · · · · I - 4 - 210	第6節 山腹工の設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 236	
第 3316 条 山腹工設計の区分 · · · · · · · · I - 4 - 210	第4316条 山腹工設計の区分 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 236	
第 3317 条 山腹工予備設計 ····· I - 4 - 210	第4317条 山腹工予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 236	
第 3318 条 山腹工詳細設計 ····· I - 4 - 212	第4318条 山腹工詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 239	
第7節 成 果 品 ······ I - 4 - 214	第 7 節 成果 <mark>物</mark> ······ I - 3 - 240	
第 3319 条 成 果 品 · · · · · · · · · · I - 4 - 214	第4319条 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 240	

34章 8		現 行 (平成 22 年 4 月)	改正(令和2年10月)	改正理由
新り音 - 10年 - 10 東京 - 1 日 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	編章節条		編章節条	
新り音 - 10年 - 10 東京 - 1 日 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				
第340条 世子の対策機能・平平、現金を整理 1 - 4 - 20				
第2番 地下への日本 1 - 4 - 209 第28 地下への日本 1 - 3 - 204 第202 章 地下への日本 1 - 3 - 204 第202 章 地下への高々回位分 1 - 3 - 204 第202 章 地下への成本回行 1 - 3 - 205 第202 章 地下への成本回行 1 - 3 - 205 第28 地下への成本回行 1 - 4 - 202 第202 章 地下への成本回行 1 - 3 - 205 第202 章 地下の成本回行 1 - 3 - 205 第202 章 地下ののでのが行 1 - 3 - 205 第202 章 地下ののでのが行 1 - 3 - 205 第202 章 地下ののでのが				
対4028				
## 2018 年 19 7 19 18 2		第 2 節 地すべり調査 · · · · · · · · · · · I - 4 - 226		
第340条 地子・2 機能 1 4 207 第340条 地子・2 機能 1 - 3 248 第340条 地子・2 機能 1 - 3 248 第340条 地子・2 機能 1 - 3 248 第340条 地子・2 9 機能 1 - 3 248 第340条 地子・2 9 機能 1 - 3 238 第340条 地子・2 9 地域 1 - 3 239 第340条 地子・2 9 地域 1 - 3 230 第340条 地子・2 9 地域 1 - 3 230 第340条 地子・2 9 地域 2 地域 1 - 3 230 第340条 地子・2 9 地域 2 地域 2 地域 1 - 3 230 第340条 地子・2 9 地域 2 地		第 3402 条 地すべり調査の区分 · · · · · · I - 4 - 226		
第340多 連っくの機能解析 1 4 23 第340多 連っくの機能解析 1 3 26 第3416 重 4 25 1 第3416 重 4 25 2 第3416 重 4 25 2 8 3 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25		第 3403 条 地すべり予備調査 · · · · · · · I - 4 - 226	第4403条 地すべり予備調査 · · · · · · · · · · · I - 3 - 254	
第3章 地下ペリカ京計画		第 3404 条 地すべり概査 · · · · · · · I - 4 - 227	第4404条 地すべり概査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 254	
第36m条 地域・ベリ対策が関係 1 4 201		第 3405 条 地すべり機構解析 ・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 229	第4405条 地すべり機構解析 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 257	
第4節 連下ペリ防止放送対か区分		第3節 地すべり対策計画 ······ I - 4 - 231	第3節 地すべり対策計画 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 258	
第3407条 以子べり防止観記設計の区分 1 - 4 - 2/2 第4407条 以子べり防止観記設計の区分 1 - 3 - 2/20 第3408条 地方で以下地域が指揮性 1 - 4 - 2/20 第4/20条 地方で以下地域が指揮性 1 - 3 - 2/20 第5/30 後 見 上 1 - 3 - 2/20 第5/30 後 見 上 1 - 3 - 2/20 第5/30 後 と映画を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		第 3406 条 地すべり対策計画 · · · · · · · · · · I - 4 - 231	第4406条 地すべり対策計画 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 258	
第3408条 連すべり防止施設手機設計		第4節 地すべり防止施設設計 ····· I - 4-232	第4節 地すべり防止施設設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 260	
第3409条 地すべり防止施設詳細設計 1 - 4 - 234 第4409条 地すべり防止極設詳細設計 1 - 3 - 262 第5 版 成果		第 3407 条 地すべり防止施設設計の区分 ····· I - 4 - 232	第4407条 地すべり防止施設設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 260	
第 5 節 成 果 晶		第 3408 条 地すべり防止施設予備設計 ····· I - 4 - 232	第4408条 地すべり防止施設予備設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 260	
第3410 条 成 果 島		第 3409 条 地すべり防止施設詳細設計 ····· I - 4 - 234	第4409条 地すべり防止施設詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 262	
第 5 章 急振斜地対策調査・計画・設計 1 - 4 - 239 第 5 章 急振斜地対策調査・計画・設計 1 - 3 - 267 第 5 6 候斜地対策調査・計画・設計 1 - 4 - 239 第 5 6 年 金條斜地対策調査・計画・設計 1 - 3 - 267 第 5 6 6 条 金條斜地対策到本・計画・設計 1 - 4 - 239 第 5 6 年 6 條斜地対策到本・計画・設計 1 - 3 - 267 第 2 第 6 6 條斜地対策 2 年 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7		第5節 成 果 品 ······ I - 4 - 236	第 5 節 成果 <mark>物 ······ I - 3 - 2</mark> 64	
第1節 急級斜炮対策調査・計画・設計		第 3410 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · · I − 4 − 236	第4410条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 264</mark>	
第 3501 条 急傾斜地対策測査・計画・設計の種類		第 5 章 急傾斜地対策調査・計画・設計 ・・・・・・・ I - 4 - 239	第 5 章 急傾斜地対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 267	
第 2 節 急傾斜地調査		第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計 · · · · · · · I - 4 - 239	第 1 節 急傾斜地対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 267	
第3502条 急傾斜地再查の区分		第 3501 条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 ····· I - 4 - 239	第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 · · · · · · · I - 3 - 267	
第 3503 条 急傾斜地子偏調査		第 2 節 急傾斜地調査 ····· I - 4 - 239	第 2 節 急傾斜地調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 267	
第 3504 条 急傾斜地概查		第 3502 条 急傾斜地調査の区分 · · · · · · · I - 4 - 239	第4502条 急傾斜地調査の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 267	
第 3505 条 急傾斜地機構解析		第 3503 条 急傾斜地予備調査 ····· I - 4 - 239	第4503条 急傾斜地予備調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 267	
第 3 節 急傾斜地崩壊対策計画		第 3504 条 急傾斜地概査 · · · · · · · · · I - 4 - 240	第4504条 急傾斜地概査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 268	
第 3506 条 急傾斜地崩壊対策計画		第 3505 条 急傾斜地機構解析 ····· I - 4 - 242	第4505条 急傾斜地機構解析 ····· I - 3 - 270	
第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計 I - 4 - 246 第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I - 3 - 275 第 3507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I - 4 - 246 第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I - 3 - 275 第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設产備設計 I - 4 - 247 第 4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 I - 3 - 275 第 3509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I - 4 - 249 第 4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I - 3 - 277 第 5 節 成 果 品 I - 4 - 251 第 5 節 成果物 I - 3 - 279 第 3510 条 成 果 品 I - 4 - 251 第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設計制膨胀		第 3 節 急傾斜地崩壊対策計画 ······ I - 4 - 245	第 3 節 急傾斜地崩壊対策計画 ······ I - 3 - 274	
第 3507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I - 4 - 246 第 4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 I - 3 - 275 第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設产備設計 I - 4 - 247 第 4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 I - 3 - 275 第 3509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I - 4 - 249 第 4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 I - 3 - 277 第 5 節 成 果 品 I - 4 - 251 第 5 節 成果物 I - 3 - 279 第 3510 条 成 果 品 I - 4 - 251 第 4510条 成果物 I - 3 - 279 第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 I - 3 - 283 第 1 節 雪崩対策調査・計画・設計 I - 3 - 283		第 3506 条 急傾斜地崩壊対策計画 ······ I - 4 - 245	第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 274	
第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計I - 4 - 247第 3509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計I - 4 - 249第 5 節 成 果 品I - 4 - 251第 3510 条 成 果 品I - 4 - 251第 3510 条 成 果 品I - 3 - 279第 3510 条 成 果 品I - 3 - 279第 6章 雪崩対策調査・計画・設計I - 3 - 283第 1 節 雪崩対策調査・計画・設計I - 3 - 283		第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計 ····· I - 4 - 246	第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 275	
第 3509 条 急傾斜地崩壞防止施設詳細設計 I - 4 - 249 第 4509条 急傾斜地崩壞防止施設詳細設計 I - 3 - 277 第 5 節 成 果 品 I - 4 - 251 第 5 節 成果物 I - 3 - 279 第 3510 条 成 果 品 I - 4 - 251 第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 I - 3 - 283 第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 I - 3 - 283 第 1 節 雪崩対策調査・計画・設計 I - 3 - 283		第 3507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 · · · · · · I - 4 - 246	第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 · · · · · · · · · I - 3 - 275	
第 5 節 成 果 品 第 5 節 成果物 「I - 3 - 279 第 3510 条 成 果 品 「I - 4 - 251 第 4510条 成果物 「I - 3 - 279 第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 「I - 3 - 283 第 1 節 雪崩対策調査・計画・設計 「I - 3 - 283		第 3508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 ····· I - 4 - 247	第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 275	
第 5 節 成 果 品 第 5 節 成果物 「I - 3 - 279 第 3510 条 成 果 品 「I - 4 - 251 第 4510条 成果物 「I - 3 - 279 第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 「I - 3 - 283 第 1 節 雪崩対策調査・計画・設計 「I - 3 - 283		第 3509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 ····· I - 4 - 249	第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 277	
第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			第 5 節 成果物 ······ I - 3 -279	
第1節 雪崩対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		第 3510 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 251	第4510条 成果物 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 279	
第1節 雪崩対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 283			第1節 雪崩対策調査・計画・設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 283	
			第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類 · · · · · · · · · I - 3 - 283	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
	第 2 節 雪崩調査 · · · · · · · I -	3 - 283
	第4602条 雪崩調査の区分 ・・・・・・・・・・・・ I-	3 - 283
	第4603条 雪崩予備調査 · · · · · · · · · · I -	3 - 283
	第4604条 雪崩解析調査 · · · · · · · I -	3 - 283
	第3節 雪崩防止施設計画 ····· I -	3 - 286
	第4605条 雪崩防止施設計画 · · · · · · · · · · · · I -	3-286
	第4節 雪崩防止施設設計 ····· I —	3-287
	第4606条 雪崩防止施設設計の区分 ・・・・・・・・・ I ー	3-287
	第4607条 雪崩防止施設予備設計 · · · · · · · · · · · · I -	3-287
	第4608条 雪崩防止施設詳細設計 · · · · · · · · · · · · I -	3-289
	第 5 節 成果物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-291
	第4609条 成果物 · · · · · · · · · · · · · I -	3 - 291
第4編 ダム 編	第 5 編 ダム編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 - 295
第1章 ダム環境調査 ・・・・・・・・・・・・・・・ I-4-253	第1章 ダム環境調査 · · · · · · · · · · · · · I -	3 - 295
第1節 ダム環境調査の種類 · · · · · · · I - 4 - 253	第1節 ダム環境調査の種類 · · · · · · · · · · · · · I -	3-295
第 4101 条 ダム環境調査の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 253	第5101条 ダム環境調査の種類 · · · · · · · · · I -	3-295
第 2 節 環境影響評価 ····· I - 4 - 253	第2節 環境影響評価 · · · · · · · · · I -	3 - 295
第 4102 条 環境影響評価の区分 · · · · · · · · I - 4 - 253	第5102条 環境影響評価の区分 ・・・・・・・・・・・ I -	3-295
	第5103条 計画段階配慮書(案)の作成 · · · · · · · · · I -	3-295
第 4103 条 方法書 (案) の作成 · · · · · · · · I - 4 - 253	第5104条 方法書(案)の作成 · · · · · · · · · · · I -	3-297
第 4104 条 環境影響評価の項目並びに調査、	第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、	
予測及び評価の手法の選定 · · · · · · · I - 4 - 255	予測及び評価の手法の選定 · · · · · · · · · · · I -	3 - 298
第 4105 条 調 査 ······ I - 4 - 256	第5106条 調査 · · · · · · · · · · · · · I -	3 - 299
第 4106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 · · · I - 4 - 256	第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 · · · · · I -	3 - 300
第 4107 条 準備書 (案) の作成 ・・・・・・ I - 4 - 258	第5108条 準備書 (案) の作成 ・・・・・・・・・・ I-	3 - 301
第 4108 条 評価書(案)の作成 · · · · · · I - 4 - 258	第5109条 評価書(案)の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ I-	3 - 301
第 4109 条 評価書の補正等 · · · · · · · · I - 4 - 259	第5110条 評価書の補正等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 - 302
第 3 節 ダム湖環境調査 ・・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 259	************************************	3 - 303
第 4110 条 ダム湖環境調査の区分 ····· I - 4 - 260	第5111条 ダム湖環境調査の区分 · · · · · · · · · · · · · · I -	3 - 303
第 4111 条 <mark>魚介類</mark> 調査 ······ I - 4 - 260	第5112条 <mark>魚類</mark> 調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 - 303
第 4112 条 底生動物調査 ······ I - 4 - 261	第5113条 底生動物調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 4113 条 動植物プランクトン調査 · · · · · · · · · · I - 4 - 262	第5114条 動植物プランクトン調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 4114 条 植物調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 263	第5115条 植物調査・・・・・・・・・・ I ー	
第 4115 条 鳥類調査 ······ I - 4 - 263	第5116条 鳥類調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I -	
第 4116 条 両生類・哺乳類調査・・・・・・・ I - 4 - 264	第5117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 · · · · · · · · · I -	
AN AND AN INDIANA INDIANAMAL.	AND THE PART OF TH	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条		編章節条	
	第 4117 条 陸上昆虫類等調査 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 265	第5118条 陸上昆虫類等調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 308	
	第 4118 条 ダム湖利用実態調査 ・・・・・・・・・・ I - 4 -265	第5119条 ダム湖利用実態調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 308	
	第4節 成 果 <mark>品 ······ I - 4 - 266</mark>	第 4 節 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 30</mark> 8	
	第 4119 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · · I - 4 -266	第5120条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 309</mark>	
	第 2 章 ダム治水利水計画 ・・・・・・・・・・・ I - 4 - 267	第 2 章 ダム治水利水計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 311	
	第1節 ダム治水利水計画の種類 ・・・・・・・・・・・・・・ $I-4-267$	第1節 ダム治水利水計画の種類 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 311	
	第 4201 条 ダム治水利水計画の種類 · · · · · · · · · I - 4-267	第5201条 ダム治水利水計画の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 311	
	第2節 治水計画 ······ I - 4 - 267	第 2 節 治水計画 ····· I - 3 - 311	
	第 4202 条 治水計画の区分 · · · · · · · · · · · · I - 4 -267	第5202条 治水計画の区分 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 311	
	第 4203 条 洪水調節計画 ······ I - 4-267	第5203条 洪水調節計画 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 311	
	第 4204 条 正常流量確保計画 ······ I - 4-270	第5204条 正常流量確保計画 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 314	
	第3節 利水計画 ······ I -4-271	第3節 利水計画 ······ I - 3 - 315	
	第 4205 条 利水計画の区分 ・・・・・・・・・・・ I - 4-271	第5205条 利水計画の区分 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 315	
	第 4206 条 低水流出解析 ······ I - 4-271	第5206条 低水流出解析 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 315	
	第 4207 条 利水計画 ······ I − 4 − 273	第5207条 利水計画 ····· I - 3 - 316	
	第4節 成 果 <mark>品 ······· I - 4 - 274</mark>	第 4 節 成果 <mark>物 ······· I - 3 - 3</mark> 18	
	第 4208 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · · · I − 4 −274	第5208条 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 318	
	第3章 ダム地質調査 ····· I -4-275	第 3 章 ダム地質調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第1節 地質調査の種類 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 275	第1節 地質調査の種類 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 319	
	第 4301 条 地質調査の種類 ・・・・・・・・・・ I - 4-275	第5301条 地質調査の種類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 319	
	第 2 節 地形調査 ····· I - 4 - 276	第 2 節 地形調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 320	
	第 4302 条 地形調査 ····· I − 4 −276	第5302条 地形調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 320	
	第3節 広域調査 ····· I - 4 - 277	第3節 広域調査 ····· I - 3 - 321	
	第 4303 条 広域調査 · · · · · · · · · · · · · · I − 4 −277	第5303条 広域調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 321	
	第 4 節 地表地質踏査 ····· I - 4 - 278	第 4 節 地表地質踏査 ····· I - 3 - 322	
	第 4304 条 地表地質踏査の基本的事項 ······ I - 4-278	第5304条 地表地質踏査の基本的事項 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 322	
	第 4305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査($1/5,000$)・・・・ $I-4-279$	第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) · · · · · I - 3 - 322	
	第 4306 条 ダムサイト地表地質概査(1/2,500)・・・・・・・ I - 4 -280	第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500) ····· I - 3 - 322	
	第 4307 条 ダムサイト地表地質調査($1/500$)・・・・・・・・・ $I-4-282$	第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) ····· I - 3 - 326	
	第 4308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査($1/5,000$) \cdots I $-4-283$	第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000) ····· I - 3 - 327	
	第 4309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査($1/2,500$)······ $I-4-285$	第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500) ····· I - 3 - 329	
	第 4310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査($1/1,000$) \cdots I $-4-286$	第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000) ····· I - 3 - 330	
	第 4311 条 貯水池周辺地表地質概査($1/2,500$)・・・・・・・・ $I-4-287$	第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500) ····· I - 3 - 332	
	第 4312 条 貯水池周辺地表地質調査($1/1,000$)・・・・・・・・ $I-4-288$	第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000) ····· I - 3 - 334	
	第 5 節 物理探査 ····· I - 4 - 290	第 5 節 物理探査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 335	
	第 4313 条 物理探査の基本的事項 · · · · · · · · · · I - 4 -290	第5313条 物理探査の基本的事項 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 335	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条		編章節条	
	第 4314 条 物理探査 ······ I - 4 - 290	第5314条 物理探査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 335	
	第 6 節 透水試験 ······ I - 4 - 291	第 6 節 透水試験 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 4315 条 ルジオンテストの基本的事項 · · · · · · · · I - 4 -291	第5315条 ルジオンテストの基本的事項 · · · · · · · · I - 3 - 337	
	第 4316 条 ルジオンテストおよび考察 ・・・・・・・・ I - 4 -292	第5316条 ルジオンテストおよび考察 · · · · · · · · · I - 3 - 337	
	第 7 節 横坑調査 ······ I - 4 - 293	第 7 節 横坑調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 338	
	第 4317 条 横坑調査の基本的事項 · · · · · · · · · I - 4 - 293	第5317条 横坑調査の基本的事項 ・・・・・・・・・・ I-3-338	
	第 4318 条 横坑観察 ······ I - 4 - 293	第5318条 横坑観察 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 338	
	第8節 岩盤試験 ····· I - 4 - 294	第8節 岩盤試験 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 339	
	第 4319 条 岩盤試験の基本的事項 · · · · · · · · · · I - 4 - 294	第5319条 岩盤試験の基本的事項 ・・・・・・・・・・ I-3-339	
	第 4320 条 岩盤直接せん断試験 ・・・・・・・・ I - 4-294	第5320条 岩盤直接せん断試験 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 339	
	第 4321 条 岩盤変形試験 ······ I − 4 − 295	第5321条 岩盤変形試験 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 341	
	第9節 孔内観察 ······ I - 4 - 296	第 9 節 孔内観察 ····· I - 3 - 342	
	第 4322 条 孔内観察 ······ I − 4 −297	第5322条 孔内観察 ····· I - 3 - 342	
	第 10 節 地質解析 ····· I - 4 - 298	第10節 地質解析 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 4323 条 地質解析の基本的事項 · · · · · · · · · · I - 4 - 298	第5323条 地質解析の基本的事項 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 343	
	第 4324 条 ダムサイト地質比較検討(1 \angle 5,000)・・・・・ I $-$ 4 $-$ 298	第5324条 ダムサイト地質比較検討(1/5,000) · · · · · · · · I - 3 - 344	
	第 4325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 $(1/5,000)$ · · $I-4-300$	第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000) · · · · · · I - 3 - 345	
	第 4326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500) ····· I-4-301	第5326条 ダムサイト地質解析(1/2,500) · · · · · · · · · · I - 3 - 346	
	第 4327 条 ダムサイト地質解析 (1/500) ····· I-4-302	第5327条 ダムサイト地質解析(1/500) · · · · · · · · · · · · I - 3 - 348	
	第 4328 条 堤体材料採取候補地地質解析($1/2$, 500) · $I-4-304$	第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500) ····· I - 3 - 349	
	第 4329 条 堤体材料採取候補地地質解析($1/1,000$)・ $I-4-305$	第5329条 堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000) · · · · · · · I - 3 - 350	
	第 4330 条 地質考察の基本的事項 · · · · · · · · · · I - 4 - 307	第5330条 地質考察の基本的事項 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 352	
	第 4331 条 ダムサイト地質考察 ・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 307	第5331条 ダムサイト地質考察 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 352	
	第 4332 条 堤体材料採取候補地地質考察 · · · · · · · · I $-4-308$	第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 353	
	第 4333 条 貯水池周辺地質考察 · · · · · · · · · · · I $-4-309$	第5333条 貯水池周辺地質考察 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 354	
	第 4334 条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)($1/500$)・・ $I-4-310$	第5334条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500) · · · · I - 3 - 355	
	第 4335 条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1 / 500)・・ I - 4 - 312	第5335条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500) · · · · I - 3 - 357	
	第 4336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析($1/1,000$) · · · · · · I $-4-313$	第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析($1/1,000$) \cdots $I-3-359$	
	第 11 節 岩盤掘削面スケッチ ・・・・・・・・・ I - 4 - 315	第11節 岩盤掘削面スケッチ · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 360	
	第 4337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)・・ I - 4-315	第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種) · · · · · I - 3 - 361	
	第 4338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価 ······ I - 4-316	第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 ····· I - 3 - 362	
	第 4339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ ······ I - 4 - 317	第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ · · · · · · · · · I - 3 - 363	
	第 12 節 第四紀断層調査 ······ I - 4 - 319	第12節 第四紀断層調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 364	
	第 4340 条 第四紀断層調査の基本的事項 ······ I - 4 - 319	第5340条 第四紀断層調査の基本的事項 · · · · · · · · · · · I - 3 - 364	
	第 4341 条 第四紀断層調査(一次調査その 1)・・・・・・ I - 4-319	第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1) · · · · · · · I - 3 - 364	
	第 13 節 成 果 品 ············· I − 4 − 321	第13節 成果 <mark>物</mark> ····· I — 3 — 366	
	第 4342 条 成 果 品 ·········· I − 4 − 321	第5342条 成果 <mark>物 ······ I - 3 - 366</mark>	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第4章 ダム本体設計・・・・・・・・・・ I-4-329	第4章 ダム本体設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 372	
第1節 ダム本体設計の種類 · · · · · · · I - 4 - 329	第1節 ダム本体設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 372	
第 4401 条 ダム本体設計の種類 ・・・・・・ I - 4 - 329	第5401条 ダム本体設計の種類 · · · · · · · · · · · I - 3 - 372	
第 2 節 重力式コンクリートダム本体設計 ····· I - 4 - 329	第 2 節 重力式コンクリートダム本体設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 372	
第 4402 条 重力式コンクリートダム本体設計の区分 · · · I - 4 - 329	第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分 · · · · · · I - 3 - 372	
第 4403 条 計画設計 ······ I - 4 - 329	第5403条 計画設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 372	
第 4404 条 概略設計 ······ I - 4 - 332	第5404条 概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 375	
第 4405 条 実施設計 ······ I - 4 - 335	第5405条 実施設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 377	
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計 · · · · · · · I - 4 - 340	第3節 ゾーン型フィルダム本体設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 382	
第 4406 条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分 · · · · · · I - 4 - 340	第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分 · · · · · · · · I - 3 - 382	
第 4407 条 計画設計 ······ I - 4 - 340	第5407条 計画設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 382	
第 4408 条 概略設計 ······ I - 4 - 343	第5408条 概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 384	
第 4409 条 実施設計 ······ I - 4 - 346	第5409条 実施設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 387	
第4節 成 果 品 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 351	第 4 節 成果 <mark>物 ····· I - 3 - 392</mark>	
第 4410 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 351	第5410条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 392</mark>	
第 5 章 ダム付帯施設設計・・・・・・・・・・ I - 4 - 361	第 5 章 ダム付帯施設設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 1 節 ダム付帯施設設計の種類 ・・・・・・ I - 4 - 361	第1節 ダム付帯施設設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 398	
第 4501 条 ダム付帯施設設計の種類 · · · · · · I - 4-361	第5501条 ダム付帯施設設計の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 398	
第 2 節 ダム管理用発電設計 ・・・・・・・・・ I - 4 - 361	第 2 節 ダム管理用発電設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 398	
第 4502 条 ダム管理用発電設計の区分 · · · · · · I - 4 - 361	第5502条 ダム管理用発電設計の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 398	
第 4503 条 可能性調査 ······ I - 4 - 361	第5503条 可能性調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 398	
第 4504 条 実施設計 ······ I - 4 - 362	第5504条 実施設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 399	
第 3 節 付帯施設設計 ······ I - 4 - 364	第 3 節 付帯施設設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 4505 条 付帯施設設計の区分 · · · · · · · I - 4 - 364	第5505条 付帯施設設計の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 401	
第 4506 条 概略設計 ····· I - 4 - 364	第5506条 概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 401	
第 4507 条 実施設計 ······ I - 4 - 365	第5507条 実施設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 402	
第4節 成 果 品 ······ I - 4 - 366	第 4 節 成果物 ····· I - 3 - 403	
第 4508 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 366	第5508条 成果物 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 403	
第6章 施工計画及び施工設備設計・・・・・・ I-4-368	第6章 施工計画及び施工設備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 405	
第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 · · · · I - 4 - 368	第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 · · · · · · · I - 3 - 405	
第 4601 条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 ・ I-4-368	第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 · · · · · · · I - 3 - 405	
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計 · · I-4-368	第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計 ···· I - 3 - 405	
第 4602 条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分 · · I - 4 - 368	第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分 · · · · I - 3 - 405	
第 4603 条 概略設計 · · · · · · · · I - 4 - 368	第5603条 概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 405	
第 4604 条 実施設計 ······ I - 4 - 372	第5604条 実施設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 408	
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計 ······ I - 4 - 377	第 3 節 フィルダム施工計画及び施工設備設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 413	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 4605 条 施工計画・仮設備設計の区分 · · · · · · I - 4-377	第5605条 施工計画・仮設備設計の区分 · · · · · · · · · I - 3 - 413	
第 4606 条 概略設計 · · · · · · · · · · · I − 4 − 377	第5606条 概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 413	
第 4607 条 実施設計 · · · · · · · · · I - 4 - 380	第5607条 実施設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 413	
第4節 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 386	第 4 節 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 4</mark> 21	
第 4608 条 成 果 品 · · · · · · · · · I - 4 - 386	第5608条 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 421	
	第 7 章 ダム点検 ······· I - 3 - 426	
	第 1 節 ダム点検 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第5701条 ダム総合点検 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 426	
第7章 その他・・・・・・・・・ I - 4 - 391	第8章 その他 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 429	
第 1 節 背水計算 ······ I - 4 - 391	第 1 節 背水計算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 429	
第 4701 条 背水計算 ······ I - 4 - 391	第5801条 背水計算 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 429	
第 2 節 水理模型実験 ····· I - 4 - 392	第 2 節 水理模型実験 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 429	
第 4702 条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 · · · · · I - 4 - 392	第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 · · · · · · · · I - 3 - 429	
第 4703 条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 ···· I - 4 - 392	第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 · · · · · · I - 3 - 430	
第 4704 条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 · · · · · · I - 4 - 394	第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 · · · · · · · · · I - 3 - 432	
第 4705 条 放流管抽出水理模型実験 ······ I - 4-396	第5805条 放流管抽出水理模型実験 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 433	
第 3 節 骨材破砕試験・解析 ・・・・・・・・・ I - 4 - 397	第 3 節 骨材破砕試験・解析 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 434	
第 4706 条 骨材破砕試験・解析の種類 ・・・・・・ I - 4-397	第5806条 骨材破砕試験・解析の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 434	
第 4707 条 骨材破砕試験・解析 ······ I - 4 - 397	第5807条 骨材破砕試験・解析 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 434	
第 4 節 コンクリート配合試験・解析 ・・・・・・・・・ I - 4 - 399	第 4 節 コンクリート配合試験・解析 ・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 436	
第 4708 条 コンクリート配合試験・解析の種類 ・・・・・・ I - 4 - 399	第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類 · · · · · · · · · I - 3 - 436	
第 4709 条 コンクリート配合試験・解析 ・・・・・・ I - 4-399	第5809条 コンクリート配合試験・解析 ・・・・・・・・・・ I - 3 - 436	
第 5 節 グラウチング試験・解析 ・・・・・・・・ I - 4 - 400	第 5 節 グラウチング試験・解析 ・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 437	
第 4710 条 グラウチング試験・解析 ・・・・・・・ I - 4 - 400	第5810条 グラウチング試験・解析 ・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 437	
第6節 グラウチングデータ整理・解析 ····· I - 4 - 402	第 6 節 グラウチングデータ整理・解析 ・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 439	
第 4711 条 グラウチングデータ整理・解析 ・・・・・・ I - 4 - 402	第5811条 グラウチングデータ整理・解析 ・・・・・・・ I - 3 - 439	
第7節 成 果 品 · · · · · · · · · · I - 4 - 403	第 7 節 成果 <mark>物 ······ I - 3 - 440</mark>	
第 4712 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · I − 4 − 403	第5812条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 440</mark>	
	第 6 編 道路編 ··················· I — 3 — 441	
第 5 編 道路編		
第 1 章 道路環境調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 4 - 405	第 1 章 道路環境調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 441	
第 1 節 環境影響評価 · · · · · · · · · · · I - 4 - 405	第 1 節 環境影響評価 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 441	
第 5101 条 環境影響評価の区分 · · · · · · · · · I - 4 - 405	第6101条 環境影響評価の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 441	
	第6102条 計画段階配慮書(案)の作成 ・・・・・・・・・・	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 5102 条 方法書(案)の作成 ・・・・・・ I - 4 - 405	第6103条 方法書(案)の作成 ・・・・・・・・・・・ I - 3-442	
第 5103 条 環境影響評価の項目並びに調査、	第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、	
予測及び評価の手法の選定 · · · · · · I - 4 - 406	予測及び評価の手法の選定 · · · · · · · · I - 3 - 444	
第 5104 条 調 査 · · · · · · · · · I - 4 - 407	第6105条 調査 · · · · · · · · · I - 3 - 445	
第 5105 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 · · · I - 4 - 408	第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 · · · · · I - 3 - 445	
第 5106 条 準備書(案)の作成 ・・・・・・・ I - 4 - 409	第6107条 準備書(案)の作成 ・・・・・・・・・・ I-3-446	
第 5107 条 評価書(案)の作成 · · · · · · · I - 4 - 410	第6108条 評価書(案)の作成 ・・・・・・・・・・・ I-3-447	
第 5108 条 評価書の補正等 ・・・・・・・・・ I - 4 - 410	第6109条 評価書の補正等 ・・・・・・・・・・・ I - 3 - 448	
第2節 成 果 品 · · · · · · · · · · · I - 4 - 411	第 2 節 成果 <mark>物</mark> ······ I - 3 - 448	
第 5109 条 成 果 品 ······· I - 4 - 411	第6109条 成果 <mark>物</mark> ······ I - 3 - 448	
第 2 章 交通現況調査・・・・・・・・・ I - 4 - 412	第 2 章 交通現況調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 450	
第 1 節 交通現況調査 ····· I - 4 - 412	第 1 節 交通現況調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 450	
第 5201 条 交通現況調査の種類 · · · · · · · I - 4 - 412	第6201条 交通現況調査の種類 ・・・・・・・・・・・ I - 3-450	
第 2 節 交通量調査 ····· I - 4 - 412	第 2 節 交通量調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 450	
第 5202 条 交通量調査の区分 · · · · · · · I - 4-412	第6202条 交通量調査の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 450	
第 5203 条 単路部交通量調査 ····· I - 4 - 412	第6203条 単路部交通量調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 450	
第 5204 条 交差点部交通量調査 ······ I - 4 - 413	第6204条 交差点部交通量調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 451	
第 3 節 速度調査 · · · · · · · · · · · I - 4 - 414	第 3 節 速度調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 452	
第 5205 条 速度調査の区分 · · · · · · · · I - 4 - 414	第6205条 速度調査の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 452	
第 5206 条 走行速度調査 ····· I - 4 - 414	第6206条 走行速度調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 452	
第 5207 条 旅行速度調査 ······ I - 4 - 415	第6207条 旅行速度調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 453	
第 4 節 起終点調査 ····· I - 4 - 415	第 4 節 起終点調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 453	
第 5208 条 起終点調査の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 415	第6208条 起終点調査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 454	
第 5209 条 路側OD調査 ······ I - 4 - 415	第6209条 路側OD調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 454	
第 5210 条 オーナーインタビューOD調査 ······ I - 4 - 416	第6210条 オーナーインタビューOD調査 · · · · · · · · I - 3 - 455	
第 5 節 交通渋滞調査 · · · · · · · · · · I - 4 - 417	第 5 節 交通渋滞調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 457	
第 5211 条 交通渋滞調査 ······ I − 4 −417	第6211条 交通渋滞調査 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 457	
第 6 節 駐車場調査 · · · · · · · · · · · I - 4 - 419	第 6 節 駐車場調査 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 458	
第 5212 条 駐車場調査の区分 · · · · · · · · · I - 4 - 419	第6212条 駐車場調査の区分 ・・・・・・・・・・・ I - 3 - 458	
第 5213 条 駐車場施設実態調査 ····· I - 4 - 419	第6213条 駐車場施設実態調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 458	
第 5214 条 駐車原単位調査 · · · · · · · · · I - 4 - 420	第6214条 駐車原単位調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 459	
第7節 成 果 品 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 421	第 7 節 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</mark>	
第 5215 条 成 果 品 ······ I - 4 - 421	第6215条 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 460	
第 3 章 道路網・路線計画・・・・・・・・・・・ I - 4 - 422	第 3 章 道路網・路線計画 ······ I - 3 - 461	
第1節 道路網・路線計画の種類 · · · · · · · I - 4 - 422	第1節 道路網・路線計画の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 461	
第 5301 条 道路網・路線計画の種類 · · · · · I - 4 - 422	第6301条 道路網・路線計画の種類 I - 3 - 461	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 2 節 現況調査 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 422	第 2 節 現況調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 461	
第 5302 条 現況調査 · · · · · · · I - 4 - 422	第6302条 現況調査 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 461	
第 3 節 交通量推計調査 · · · · · · · I - 4 - 423	第 3 節 交通量推計調査 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 462	
第 5303 条 交通量推計調査 · · · · · · I - 4 - 423	第6303条 交通量推計調査 · · · · · · · · · · I - 3 - 462	
第 4 節 道路網・路線計画 ・・・・・・・・・ I - 4 - 424	第 4 節 道路網・路線計画 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 463	
第 5304 条 道路網・路線計画 ・・・・・・・・ I - 4 - 424	第6304条 道路網・路線計画 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 463	
第5節成果品 ······ I - 4 - 426	第 5 節 成果 <mark>物 ······ I - 3 - 465</mark>	
第 5305 条 成 果 品 · · · · · · · · · I - 4 - 426	第6305条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 4</mark> 65	
第 4 章 道路設計······ I - 4 - 427	第 4 章 道路設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 466	
第1節 道路設計の種類 · · · · · · · · · I - 4 - 427	第 1 節 道路設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 466	
第 5401 条 道路設計の種類 · · · · · · · I - 4 - 427	第6401条 道路設計の種類 ・・・・・・・・・・・・ I-3-466	
第 2 節 道路設計 ····· I - 4 - 427	第 2 節 道路設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 466	
第 5402 条 道路設計の区分 · · · · · · · I - 4 - 427	第6402条 道路設計の区分 ・・・・・・・・・・・・ I-3-466	
第 5403 条 道路概略設計 ····· I - 4 - 427	第6403条 道路概略設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 466	
第 5404 条 道路予備設計 (A) · · · · · I - 4 - 430	第6404条 道路予備設計 (A) · · · · · · · · · · · · I - 3 - 469	
第 5405 条 道路予備修正設計 (A) · · · · · I - 4 - 432	第6405条 道路予備修正設計 (A) ····· I - 3 - 470	
第 5406 条 道路予備設計 (B) · · · · · I - 4 - 432	第6406条 道路予備設計 (B) · · · · · · · · · · · · I - 3 - 471	
第 5407 条 道路予備修正設計 (B) ····· I - 4 - 435	第6407条 道路予備修正設計 (B) ····· I - 3 - 473	
第 5408 条 道路詳細設計 ····· I - 4 - 436	第6408条 道路詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 474	
第3節 歩道設計 (自転車歩行車道を含む) · · · · · I - 4 - 439	第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む) · · · · · · · · I - 3 - 477	
第 5409 条 歩道設計の区分 · · · · · · · I - 4 - 439	第6409条 歩道設計の区分 ・・・・・・・・・・・・ I-3-477	
第 5410 条 歩道詳細設計 ····· I - 4 - 439	第6410条 歩道詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 477	
第 4 節 平面交差点設計 ······ I - 4 - 441	第 4 節 平面交差点設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 479	
第 5411 条 平面交差点設計の区分 · · · · · · I - 4 - 441	第6411条 平面交差点設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 479	
第 5412 条 平面交差点予備設計 ····· I - 4 - 441	第6412条 平面交差点予備設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 479	
第 5413 条 平面交差点詳細設計 ····· I - 4 - 444	第6413条 平面交差点詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 480	
第 5 節 立体交差設計 ····· I - 4 - 446	第 5 節 立体交差設計 ····· I - 3 - 483	
第 5414 条 立体交差設計の区分 · · · · · · I - 4 - 446	第6414条 立体交差設計の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 483	
第 5415 条 ダイヤモンド型 I C予備設計 ・・・・・・・・・ I - 4 - 446	第6415条 ダイヤモンド型 I C予備設計 ・・・・・・・・・ I - 3 - 483	
第 5416 条 ダイヤモンド型 I C詳細設計 ・・・・・・ I - 4 - 448	第6416条 ダイヤモンド型 I C詳細設計 ・・・・・・・・・ I - 3 - 486	
第 5417 条 トランペット・クローバー型 I C予備設計 ・ I - 4 - 450	第6417条 トランペット・クローバー型 I C予備設計 · · · · · · · · I - 3 - 488	
第 5418 条 トランペット・クローバー型 I C詳細設計 ・ I - 4 - 452	第6418条 トランペット・クローバー型 I C詳細設計 · · · · · · · · I - 3 - 489	
第 6 節 道路休憩施設設計 ····· I - 4 - 453	第 6 節 道路休憩施設設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 491	
第 5419 条 道路休憩施設設計の区分 · · · · · I - 4 - 453	第6419条 道路休憩施設設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 491	
第 5420 条 道路休憩施設予備設計 ····· I - 4 - 454	第6420条 道路休憩施設予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 491	
第 5421 条 道路休憩施設詳細設計 ····· I - 4 - 456	第6421条 道路休憩施設詳細設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 493	
第 7 節 一般構造物設計 ····· I - 4 - 458	第 7 節 一般構造物設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 495	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 5422 条 一般構造物の区分 · · · · · I - 4 - 458	第6422条 一般構造物設計の区分 · · · · · · · · · I - 3 - 495	
第 5423 条 一般構造物予備設計 · · · · · · I - 4 - 458	第6423条 一般構造物予備設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 495	
第 5424 条 一般構造物詳細設計 · · · · · · I - 4 - 461	第6424条 一般構造物詳細設計 · · · · · · · · · I - 3 - 498	
第 5425 条 落石防護柵詳細設計 ····· I - 4 - 463	第6425条 落石防護柵詳細設計 · · · · · · · · · I - 3 - 500	
第 5426 条 一般構造物基礎工詳細設計 ····· I - 4 - 464	第6426条 一般構造物基礎工詳細設計 · · · · · · · · I - 3 - 501	
	第8節 盛土・切土設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 502	
	第6427条 盛土・切土設計の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 502	
	第6428条 盛土・切土予備設計 ・・・・・・・・・・・ I - 3-502	
	第6429条 盛土・切土詳細設計 ・・・・・・・・・・・ I - 3 - 504	
	第 9 節 調整池設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 506	
	第6430条 調整池設計の区分 ・・・・・・・・・・・ I - 3 - 506	
	第6431条 調整池予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 506	
	第6432条 調整池詳細設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 508	
第8節 成 果 品 · · · · · · · · · · I - 4 - 465	第10節 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</mark>	
第 5427 条 成 果 品 · · · · · · · · · I - 4 - 465	第6433条 成果物 ······ I - 3 - 510	
第 5 章 地下構造物設計····· I - 4 - 473	第 5 章 地下構造物設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 517	
第1節 地下構造物設計の種類 ・・・・・・・・・・・ I - 4 - 473	第 1 節 地下構造物設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 517	
第 5501 条 地下構造物設計の種類 · · · · · · I - 4 - 473	第6501条 地下構造物設計の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 517	
第2節 地下横断歩道等設計 ····· I - 4-473	第 2 節 地下横断歩道等設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 517	
第 5502 条 地下横断歩道等設計の区分 · · · · · I - 4 - 473	第6502条 地下横断歩道等設計の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 517	
第 5503 条 地下横断歩道等基本計画 ····· I - 4 - 473	第6503条 地下横断歩道等基本計画 ····· I - 3 - 517	
第 5504 条 地下横断歩道等予備設計 ····· I - 4 - 476	第6504条 地下横断歩道等予備設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 519	
第 5505 条 地下横断歩道等詳細設計 ····· I - 4 - 479	第6505条 地下横断歩道等詳細設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 522	
第 3 節 共同溝設計 · · · · · · · · · I - 4 - 482	第 3 節 共同溝設計 ····· I - 3 - 526	
第 5506 条 共同溝設計の区分 · · · · · · I - 4 - 482	第6506条 共同溝設計の区分 · · · · · · · · · · · I - 3 - 526	
第 5507 条 共同溝基本検討 · · · · · · · · I - 4 - 483	第6507条 共同溝基本検討 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 526	
第 5508 条 開削共同溝予備設計 · · · · · · · I - 4 - 486	第6508条 開削共同溝予備設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 529	
第 5509 条 開削共同溝詳細設計 ····· I - 4 - 489	第6509条 開削共同溝詳細設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 531	
第 5510 条 シールド共同溝予備設計 · · · · · · I - 4 - 493	第6510条 シールド共同溝予備設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 535	
第 5511 条 シールド共同溝立坑予備設計 · · · · · I - 4 - 495	第6511条 シールド共同溝立坑予備設計 · · · · · · · · · I - 3 - 537	
第 5512 条 シールド共同溝詳細設計 · · · · · I - 4 - 498	第6512条 シールド共同溝詳細設計 · · · · · · · · · I - 3 - 540	
第 5513 条 シールド共同溝立坑詳細設計 · · · · · I - 4 - 503	第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計 · · · · · · · · I - 3 - 544	
第 4 節 電線共同溝設計 · · · · · · · · · I - 4 - 507	第 4 節 電線共同溝設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 548	
第 5514 条 電線共同溝設計の区分 · · · · · I - 4 - 507	第6514条 電線共同溝設計の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 548	
第 5515 条 電線共同溝予備設計 · · · · · · · I - 4 - 507	第6515条 電線共同溝予備設計 · · · · · · · · · · I - 3 - 548	
第 5516 条 電線共同溝詳細設計 ····· I - 4 - 510	第6516条 電線共同溝詳細設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 551	
第 5 節 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · I - 4 - 513	第 5 節 成果 <mark>物</mark> ······ I - 3 - 554	

現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和 2 年 1 0 月)	改正理由
編章節条	編章節条	
第 5517 条 成 果 品 ······· I - 4 - 513	第6517条 成果 <mark>物</mark> ······· I — 3 — 554	
第6章 地下駐車場計画・設計・・・・・・・ I-4-526	第 6 章 地下駐車場計画・設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 562	
第1節 地下駐車場計画・設計の種類 ・・・・・・・ I - 4-526	第1節 地下駐車場計画・設計の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 562	
第 5601 条 地下駐車場計画・設計の種類 · · · · · · I - 4 - 526	第6601条 地下駐車場計画・設計の種類 ・・・・・・・・・	
第 2 節 地下駐車場基本計画 · · · · · · · · I - 4 - 526	第 2 節 地下駐車場基本計画 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 562	
第 5602 条 地下駐車場基本計画の区分 · · · · · · I - 4 - 526	第6602条 地下駐車場基本計画の区分 ・・・・・・・・・・ I - 3 - 562	
第 5603 条 基本調査 · · · · · · · · · I - 4 - 526	第6603条 基本調査 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 562	
第 5604 条 基本計画 · · · · · · · · · · I - 4 - 528	第6604条 基本計画 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 564	
第 3 節 地下駐車場予備設計 · · · · · · · · I - 4 - 530	第 3 節 地下駐車場予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 566	
第 5605 条 地下駐車場予備設計の区分 · · · · · · I - 4 - 530	第6605条 地下駐車場予備設計の区分 ・・・・・・・・・・ I - 3 - 566	
第 5606 条 地下駐車場本体予備設計 ····· I - 4 - 531	第6606条 地下駐車場本体予備設計 · · · · · · · · · · · I - 3 - 566	
第 5607 条 地下駐車場設備予備設計 ····· I - 4 - 533	第6607条 地下駐車場設備予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 569	
第 4 節 地下駐車場詳細設計 · · · · · · · · I - 4 - 535	第 4 節 地下駐車場詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 570	
第 5608 条 地下駐車場詳細設計の区分 · · · · · · I - 4 - 535	第6608条 地下駐車場詳細設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 570	
第 5609 条 地下駐車場本体詳細設計 ····· I - 4 - 535	第6609条 地下駐車場本体詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 570	
第 5610 条 地下駐車場設備詳細設計 ····· I - 4 - 539	第6610条 地下駐車場設備詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 574	
第5節 成 果 品 ······ I - 4 - 541	第 5 節 成果 <mark>物 ······ I - 3 - 576</mark>	
第 5611 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · I - 4 - 541	第6611条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 576</mark>	
第7章 トンネル設計······ I - 4 - 544	第7章 トンネル設計 ····· I - 3 - 579	
第1節 トンネル設計の種類 · · · · · · · · · · I - 4 - 544	第1節 トンネル設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 579	
第 5701 条 トンネル設計の種類 · · · · · · · I - 4 - 544	第6701条 トンネル設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 579	
第2節 トンネル設計 ····· I - 4 - 544	第2節 トンネル設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 579	
第 5702 条 山岳トンネル設計の区分 · · · · · · I - 4 - 544	第6702条 山岳トンネル設計の区分 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 579	
第 5703 条 山岳トンネル予備設計 · · · · · · · I - 4 - 544	第6703条 山岳トンネル予備設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 579	
第 5704 条 山岳トンネル詳細設計 · · · · · · · I - 4 - 548	第6704条 山岳トンネル詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 582	
第3節 シールドトンネル設計 · · · · · · I - 4 - 553	第3節 シールドトンネル設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 587	
第 5705 条 シールドトンネル設計の区分 · · · · · I - 4 - 553	第6705条 シールドトンネル設計の区分 · · · · · · · · · · I - 3 - 587	
第 5706 条 シールドトンネル予備設計 · · · · · I - 4 - 553	第6706条 シールドトンネル予備設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 587	
第 5707 条 シールドトンネル詳細設計 · · · · · I - 4 - 556	第6707条 シールドトンネル詳細設計 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 590	
第 5708 条 立坑予備設計 ······ I - 4 - 561	第6708条 立坑予備設計 ····· I - 3 - 594	
第 5709 条 立坑詳細設計 ······ I - 4 - 564	第6709条 立坑詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 597	
第4節 開削トンネル設計 · · · · · · · · · I - 4 - 568	第4節 開削トンネル設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 600	
第 5710 条 開削トンネル設計の区分 ・・・・・・ I - 4 - 568	第6710条 開削トンネル設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 600	
第 5711 条 開削トンネル予備設計 · · · · · · I - 4 - 568	第6711条 開削トンネル予備設計 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 600	
第 5712 条 開削トンネル詳細設計 · · · · · · · I - 4 - 571	第6712条 開削トンネル詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 603	
第 5 節 トンネル設備設計 · · · · · · · · · I - 4 - 575	第 5 節 トンネル設備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 607	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章節条		編章節条		
	第 5713 条 トンネル設備設計の区分 · · · · · · · · · I - 4 - 575		第6713条 トンネル設備設計の区分 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 607	
	第 5714 条 トンネル設備予備設計 · · · · · · · · · I - 4 - 575		第6714条 トンネル設備予備設計 I - 3 - 607	
	第 5715 条 トンネル設備詳細設計 · · · · · · · · · · I - 4 - 578		第6715条 トンネル設備詳細設計 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 610	
	第6節 成 果 品 ······ I - 4 - 584		第 6 節 成果 <mark>物</mark> ····· I - 3 - 615	
	第 5716 条 成 果 品 ······ I - 4 - 584		第6716条 成果 <mark>物 · · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 6</mark> 15	
	第8章 橋梁設計・・・・・・・・・ I - 4 - 593		第8章 橋梁設計 ···· I - 3 - 622	
	第1節 橋梁設計の種類 ····· I - 4 - 593		第 1 節 橋梁設計の種類 · · · · · · · · · · · · I - 3 - 622	
	第 5801 条 橋梁設計の種類 ・・・・・・・・・ I - 4 - 593		第6801条 橋梁設計の種類 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 622	
	第2節 橋梁設計 ····· I - 4 - 593		第 2 節 橋梁設計 ····· I - 3 -622	
	第 5802 条 橋梁設計の区分 ・・・・・・・・・ I - 4-593		第6802条 橋梁設計の区分 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 622	
	第 5803 条 橋梁予備設計 ····· I - 4 - 593		第6803条 橋梁予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 622	
	第 5804 条 橋梁詳細設計 ····· I - 4 - 596		第6804条 橋梁詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 625	
	第3節 橋梁拡幅設計 ····· I - 4 - 600		第 3 節 橋梁拡幅設計 ····· I - 3 - 628	
	第 5805 条 橋梁拡幅設計の区分 ・・・・・・・・ I - 4-600		第6805条 橋梁拡幅設計の区分 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 628	
	第 5806 条 橋梁拡幅予備設計 ····· I - 4 - 600		第6806条 橋梁拡幅予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 628	
	第 5807 条 橋梁拡幅詳細設計 ····· I - 4 - 603		第6807条 橋梁拡幅詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 631	
	第4節 橋梁補強設計 ····· I - 4 - 606		第 4 節 橋梁補強設計 ····· I - 3 -633	
	第 5808 条 橋梁補強設計の区分 ・・・・・・・・ I - 4-606		第6808条 橋梁補強設計の区分 · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 633	
	第 5809 条 橋梁補強予備設計 ····· I - 4 - 606		第6809条 橋梁補強予備設計 · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 634	
	第 5810 条 橋梁補強詳細設計 ····· I - 4 - 608		第6810条 橋梁補強詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 636	
	第5節 成 果 品 ······ I - 4 - 611		第 5 節 成果物 · · · · · · I - 3 - 638	
	第 5811 条 成 果 品 · · · · · · · · · · · · · · · I − 4 −611		第6811条 成果物 ····· I - 3 - 638	
			第 9 章 道路施設点検 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 642	
			第1節 道路施設点検の種類 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 642	
			第6901条 道路施設点検の種類 ・・・・・・・・・・・・ I - 3 - 642	
			第 2 節 道路防災カルテ点検 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 642	
			第6902条 道路防災カルテ点検 · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 642	
			第 3 節 橋梁定期点検 ····· I - 3 - 643	
			第6903条 橋梁定期点検 · · · · · · · · · · · · · · · · I - 3 - 643	
			第 4 節 成果物 ····· I - 3 - 645	
			第6904条 成果物 · · · · · I - 3 - 645	
	·	•	·	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	
編章条		編章条		
第1章	総則	第1章	総則	
第1101条	適用	第1101条	適用	
1.	設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、奈良県土木部の発注する土木工	1.	設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、奈良県 <mark>県土マネジメント部</mark> の発	
	事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木		注する土木工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約され	
	工事予定地等において行われる調査業務を含む。)に係る土木設計業務等委託契約書及び設		る場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。)に係る土木設計業務等委託	
	計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、		契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要	
	もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。		な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
2.	設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契 約の履行を拘束するものとする。	2.	設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契 約の履行を拘束するものとする。	
3.	特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に	3.	特記仕様書、図面、共通仕様書 <mark>又は指示や協議等の</mark> 間に相違がある場合、又は図面からの読	
	書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。		み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相	
			<mark>違することが想定される場合、</mark> 受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。	
4.	発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める 共通仕様書によるものとする。	4.	現場技術業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める 各共通仕様書によるものとする。	
第1102条	用語の定義	第1102条	用語の定義	
	共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。		共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	
		1.	「発注者」とは、知事又は契約規則第25条の2若しくは第26条第1項第4号に基づく事務の委任を受けた者をいう。	
		2.	「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社	
			その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。	
1.	「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する 指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調 査員、主任調査員及び調査員を総称していう。	3.	「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する 指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調 査員、主任調査員及び調査員を総称していう。	
		4.	本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。	
		5.	本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
			示、承諾または協議(重要なものおよび軽易なものを除く)の処理、業務の進捗状況の確認、	
			設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、	
			関連業務との調整(重要なものを除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一	
			時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとと	
			もに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をい	
			う。	
		6.	本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、	
			承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内	
			容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く)を行う者をいう。また、設計	
			図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への	
			報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。	
			秋口で11 人とともに、	
2.	「松木噬呂」しは、乳乳光及塩のウマの松木にももって、初処主塩の1条塩の頂の田ウに甘	7.	「松木曜号」しは、記乱光政策のウマ松木及が投ウ如ハに係る松木になる。で、初始書第 20	
۷.	「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基	7.		
	づき、検査を行う者をいう。 		条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	
0				
3.	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10	8.	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10	
	条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 		条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	
4.	「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1	9.	「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1	
	項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。		項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	
5.	「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。	10.	「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。	
6.	「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する	1 1.		
	者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。		者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。	
7.	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	12.	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	
8.	「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。	13.	「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。	
9.	「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答	14.	「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答	
	書をいう。		書をいう。	
10.	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸	15.	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸	
	基準を含む。) を総称していう。		基準を含む。)を総称していう。	
11.	「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	16.	「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
12.	「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な 事項を定める図書をいう。	17.	「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な 事項を定める図書をいう。	
13.	「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	18.	「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	
14.	「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。	19.	「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等 の契約条件を説明するための書類をいう。	
15.	「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	20.	「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	
16.	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	2 1.	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	
17.	「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	22.	「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	
18.	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	23.	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	
19.	「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	24.	「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査 職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	
20.	「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	2 5.	「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	
21.	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	26.	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもっ て同意を求めることをいう。	
22.	「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	27.	「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	
23.	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	28.	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	
24.	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	29.	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	
25.	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合	30.	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
26.	議することをいう。 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明 し、差し出すことをいう。	31.	等の立場で合議することをいう。 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他 の資料を説明し、差し出すことをいう。	
		3 2.	「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	
27.	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	33.	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	
		34.	「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算 等の成果の確認をすることをいう。	
28.	「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	35.	「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	
29.	「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	36.	「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面 談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	
30.	「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	3 7.	「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	
31.	「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	38.	「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	
3 2.	「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	39.	「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	
		40.	「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	
		41.	「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	
		第1103条	受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用 すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
			受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	
第1103条	業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日 (締結日、土曜日、日曜日、 祝日を含む)以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管 理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをい う。	第1104条	業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日 (土曜日、日曜日、祝日等 (行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日 (以下「休日等」という。))を除く)以内に設計業務等に着手しなければならない。この 場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うこ とをいう。	
	設計図書の支給及び点検 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若 しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されている ものについては、受注者の負担において備えるものとする。	第1105条	設計図書の支給及び点検 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若 しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されている ものについては、受注者の負担において備えるものとする。	
2.	受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、 その指示を受けなければならない。	2.	受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。	
3.	調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	3.	調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	
第1105条	調本聯目	第1106条	調本聯昌	
	発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。	第1100余	発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。	
2.	調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。	2.	調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。	
3.	契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	3.	契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	
4.	調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。	4.	調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。	
第1106条	管理技術者 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。	第1107条	管理技術者 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。	
2.	管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。	2.	管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和2年10月)	
編章条		編章条		
3.	管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士 (総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目) 又は業務に該当する部門) 又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ (以下「RCCM」という。) の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。	3.	管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。	
4.	管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。	4.	管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。	
5.	管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互 に協力し、業務を実施しなければならない。	5.	管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互 に協力し、業務を実施しなければならない。	
6.	管理技術者は、第 1107 条第 4 項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。	6.	管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。	
		7.	管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等 やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は 発注者の承諾を得なければならない。	
第1107条	照査技術者及び照査の実施 下記に定める業務については、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 (1) 概略設計業務 (2) 予備設計業務 (3) 詳細設計業務 (4) プロポーザル方式による業務 (5) その他、設計図書により定める業務	第1108条	照査技術者及び照査の実施 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書 等について、それぞれ及び相互(設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等)の整合 を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し、間違いの修正を行 うための照査(以下、「赤黄チェック」という)を原則として実施する。 なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければなら ない。	
2.	照査技術者は、技術士 (総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。	2.	概略設計業務、予備設計業務、詳細設計業務、プロポーザル方式による業務、その他設計図書に定める業務については、受注者は設計業務等における照査技術者を定め、下記に示す内容によるものとする。 (1)受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 (2)照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	等共通仕様書	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
			当する部門)、RCCM(業務に該当する登録技術部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。	
3.	照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければな らない。		(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。	
4.	照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を 行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。		(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の 確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身に よる照査を行わなければならない。	
			(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、 発注者に提示するものとする(詳細設計に限る)。	
5.	照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署 名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。		(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。	
			(7)以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」(国土交通省・ 最新版)に基づき実施するものとする。	
			I 樋門・樋管詳細設計 II 排水機場詳細設計	
			Ⅲ 築堤護岸詳細設計	
			IV 道路詳細設計(平面交差点を含む)	
			V 橋梁詳細設計 VI 山岳トンネル詳細設計	
			VⅢ 共同溝詳細設計	
			VⅢ 仮設構造物詳細設計	
		3.	照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等 やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は 発注者の承諾を得なければならない。	
第1108条	担当技術者	第1109条	担当技術者	
1.	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	1.	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を 調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が 複数にわたる場合は3名までとする。ただし、発注者が業務内容等を考慮し、適切な人数と 認める場合は、8名までとする。	
2.	担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。	2.	超める場合は、8名まじとする。 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。	
3.	担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。	3.	担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
第1109条	提出書類	第1110条	提出書類	
1.	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。	1.	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。	
2.	受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	2.	受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	
3.	受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。	3.	受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報サービス(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	
	また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。		また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。	
第1110条	打合计笔	第1111条	打合计等	
	設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、 業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ 記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	1.	設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、 業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。	
2.	設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿) に記録し相互に確認しなければならない。	2.	設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が <mark>打合せ記録簿</mark> に記録し相互に確認しなければならない。	
3.	管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と 協議するものとする。	3.	管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と 協議するものとする。	
		<u> </u>		

	現 行 (平成 22 年 4 月)	77722181	改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
		4 .	打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。	
第1111条	業務計画書	第1112条	業務計画書	
	受注者は、契約締結後 1 5 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならな		受注者は、契約締結後、14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提	
	V _o		出しなければならない。	
2.	業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針	2.	業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)業務概要 (2)実施方針	
	(3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 世界日の日原な70円まるなめの計画		(3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) せる はまず (6) せる はまず (6) は 2 世界の 日 版 ななり (7) まる は (7) は 2 世界の 日 版 ななり (7) は (7)	
	(5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画 (7)		(5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 4円 サの中席、物状 (2) は円 ウスマウの日本アズド港	
	(7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準		(7)成果物の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準	
	(9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器		(9)連絡体制(緊急時含む) (10)使用する主な機器	
	(11) その他 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画 について記載するものとする。		(11) その他 (2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計	
			画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。	
3.	受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。	3.	受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。	
4.	調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	4.	調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	
第1112条	資料の貸与及び返却	第1113条	資料の貸与及び返却	
1.	調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。	1.	調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。	
2.	受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。	2.	受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。	
3.	受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。	3.	受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。	
4.	受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。	4.	受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
第1113条	関係官公庁への手続き等	第1114条	関係官公庁への手続き等	
1.	受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協	1.	受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協	
	力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する		力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する	
	諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。		諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。	
2.	受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議	2.	受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議	
	するものとする。		するものとする。	
第1114条	地元関係者との交渉等	第1115条	地元関係者との交渉等	
1.	契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものと	1.	契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとす	
	するが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉		るが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に	
	に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。		当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。	
2.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関す	2.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関す	
	る説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間		る説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間	
	に紛争が生じないように努めなければならない。		に紛争が生じないように努めなければならない。	
3.	受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者へ	3.	受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者へ	
	の説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があ		の説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそ	
	ればそれに従うものとする。		れに従うものとする。	
4.	受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業	4.	受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業	
	務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、		務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、	
	説明資料及び記録の作成を行うものとする。		説明資料及び記録の作成を行うものとする。	
5.	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合に	5.	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合に	
	は、指示に基づいて、変更するものとする。		は、指示に基づいて、変更するものとする。	
	なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。		なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。	
第1115条	土地への立入り等	第1116条	土地への立ち入り等	
1.	受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、	1.	受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合	
	契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑		は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円	
	に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが		滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入	
	不可能となった場合には、 <mark>ただちに</mark> 調査職員に報告し指示を受けなければならない。		りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。	
2.	 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、 <mark>かき、さく</mark> 等の除去又は土地もしくは工作物を	2.	受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、 <mark>垣、柵</mark> 等の除去又は土地もしくは工作物を一時	
۷.	支任有は、設計業務等美地のため植物技術、から、さく等の除去文は上地もしくは工作物を 一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該		使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地	
	一時使用する時は、めらかしめ調査職員に報音するものとし、報音を受けた調査職員は当該 土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。		使用する時は、めらかしめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該工地 所有者及び占有者の許可を得るものとする。	
	上地川行日及い白行日の計判を待るもりとする。		川汨汨及い口汨汨の古りと行るもいとする。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)		改正理由
編章条		編章条		
	なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとす		なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものと	
	るが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。		するが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。	
3.	受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。	3.	受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。	
4.	受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に 提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。		受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。	
	成果物の提出 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す <mark>成果品</mark> (設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。) を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。		成果物の提出 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す <mark>成果物</mark> (設計図書で照査技術者に よる照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査 を受けるものとする。	
2.	受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。	2.	受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。	
3.	受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系 (S I) とする。	3.	受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。	
4.	受注者(請負者)は、「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案)」及び国土交通省が制定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下両者を総称して「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品等を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。		受注者は、「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案)(奈良県県土マネジメント部)」及び「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・平成28年3月)(以下両者を総称して「要領」という。」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 なお、「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。	
5.	成果品は、CD-R2部と製本版1部(報告書(簡易製本)1部、図面(A3縮小版)1部) を納品するものとする。	5.	成果物はCD-R等の電子媒体2部と製本版1部(報告書(簡易製本)1部、図面(A3縮小版)1部)を納品するものとする。	
第1117条	関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなけれ ばならない。	第1118条	関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなけれ ばならない。	
第1118条		第1119条		
1.	受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際に	1.	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	務等共通仕様書(第1編) 新旧対照表 □ 改 正(令和2年10月)		
編章条		編章条		改正理由
	は、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。		契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければ ならない。	
2.	発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。	2.	発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この 場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査 においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要す る費用は受注者の負担とする。	
3.	検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)設計業務等成果品の検査 (2)設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン (案)」を参考にするものとする。	3.	検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)設計業務等成果物の検査 (2)設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案) 奈良県県土マネジメント部」を参考にするものとする。	
第1119条	(冬) 	第1120条	修油	
1.	受注者は、修補は速やかに行わなければならない。	1.	受注者は、修補は速やかに行わなければならない。	
2.	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示 することができるものとする。	2.	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示 することができるものとする。	
3.	検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。	3.	検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うもの とする。	
4.	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第 2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	4.	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	
第1120条	条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約 書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協 議し当該規定に適合すると判断した場合とする。	第1121条	条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書 第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し 当該規定に適合すると判断した場合とする。	
2.	調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	2.	調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	
第1121条	契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合	第1122条	契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合	

	現 行(平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
	(2) 履行期間の変更を行う場合		(2) 履行期間の変更を行う場合	
	(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合		(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合	
	(4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合		(4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	
2.	発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。	2.	発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。	
	(1)第 1120 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項		(1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項	
	(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項		(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項	
	(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項		(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項	
第1122条	履行期間の変更	第1123条	履行期間の変更	
	後にアンパップ	1.	発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の	
1.	対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。		対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。	
			7,38, (6) 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67	
2.	 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指	2.	発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指	
	 示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断し		示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断し	
	 た場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。		た場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。	
3.	受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履	3.	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行	
	行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者		期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に	
	に提出しなければならない。		提出しなければならない。	
4.	契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速	4.	契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速や	
	やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。		かに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
第1123条	一時中止	第1124条	一時中止	
1.	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者	1.	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に	
	に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるも		通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。	
	のとする。			
	なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又	
	的な事象 (以下「天災等」という。) による設計業務等の中断については、第 1131 条臨機		は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第 1133 条	
	の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。		臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	
	(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合		(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合	
	(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合		(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合	
	(3)環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合		(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合	
	(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合		(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合	
	(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要がある		(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要がある	
	と認めた場合		と認めた場合	
	(6)前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合		(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正 (令和2年10月)		改正理由
編章条		編章条		
2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。	2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が 必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものと する。	
3.	前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。	3.	前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。	
第1124条	発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした 損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	第1125条	発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	
第1125条	受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした 損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第40条に規定する <mark>瑕疵</mark> 責任に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合	第1126条	受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合	
第1126条	部分使用 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合 (2) その他特に必要と認められた場合	第1127条	部分使用 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して 部分使用を請求することができるものとする。 (1)別途設計業務等の使用に供する必要がある場合 (2)その他特に必要と認められた場合	
2.	受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。	2.	受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。	
第1127条	再 委 託 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者 は、これを再委託することはできない。 (1)設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断	第1128条	再委託 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者 は、これを再委託することはできない。 (1)設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断	
2.	契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。	2.	契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月)		
編章条		編章条		
			仕様書に定める事項とする。	
3.	受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。	3.	受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。	
4.	受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にして おくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等 を実施しなければならない。 なお、協力者は、奈良県の建設コンサルタント業務入札参加資格業者である場合は、奈良県 の入札参加停止期間中であってはならない。	4.	受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にして おくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならな い。 なお、協力者は、奈良県の建設コンサルタント等に係る入札参加資格者である場合は、奈良 県の入札参加停止期間中であってはならない。	
	成果物の使用等 受注者は、契約書第6条 <mark>第4項</mark> の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、 <mark>成果品</mark> を発表することができる。		成果物の使用等 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同 で、 <mark>成果物</mark> を発表することができる。	
2.	受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、 設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第 三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。	2.	受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。	
第1129条	字 秘 美	第1130条	字 秘	
	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	1.		
2.	受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。	2.	受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲 覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たとき はこの限りではない。	
		3.	受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。	
		4.	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。	
		5.	取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。	
		6.	受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、	

現 行 (平成 22 年 4 月)		改正(令和2年10月)	改正理由
編章条	編章条		
		発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。	
	7.	受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外	
		利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。	
	第1131条	個人情報の取扱い	
	1.	基本的事項	
		受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情	
		報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関	
		する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する	
		法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利	
		用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情	
		報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措	
		置を講じなければならない。	
	2.	秘密の保持	
		受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、	
		又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同	
		様とする。	
	3.	取得の制限	
		受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、	
		本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な	
		範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。	
	4.	利用及び提供の制限	
		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための	
		利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
	5	複写等の禁止	
	J.	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために	
		受任有は、発任者の指示文は承諾があるとさを除さ、この美利による事務を処理するために 発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。	
		元正百 α り近 β で入りた β でいた β がいた β がいた β がいた β がいた β がいた β がいた。	
	6.	再委託の禁止及び再委託時の措置	
		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための	
		個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託して	
		はならない。	
		なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理	
		を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずる	

	現 行(平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
			ものとする。	
		7.	事案発生時における報告	
			受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったと	
			きは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示	
			があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても	
			同様とする。	
		8.	資料等の返却等	
			受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、	
			若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発	
			注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の	
			方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。	
		9.	管理の確認等	
		3.	(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る	
			個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個	
			人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報	
			の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受	
			注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。	
			出名が十1回列上の足別的機直引により推配し、別出名に採出する000とする。	
			(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。	
			また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について	
			報告を求め、又は検査することができる。	
		10.	管理体制の整備	
			受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体	
			制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。	
		11.	従事者への周知	
			受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得	
			た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことな	
			ど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。	
第1130条	安全等の確保	第1132条	安全等の確保	
1.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住	1.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住	
	民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。		民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。	
2.	受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管	2.	受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管	

	現 行 (平成 22 年 4 月)	改 正(令和2年10月) 改正理由		改正理由
編章条		編章条		
	理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安		理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安	
	全を確保しなければならない。		全を確保しなければならない。	
3.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教	3.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教	
	育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。		育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	
4.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安	4.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安	
	全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。		全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。	
5.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項	5.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項	
	を厳守しなければならない。		を厳守しなければならない。	
	(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守す		 (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守す	
	るとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。		るとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	
	(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければな		(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければな	
	らない。		らない。	
	(3)受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の		 (3)受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の	
	使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。		使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
6.	 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、	6.	 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、	
	関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。		関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	
7.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自	7.	受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自	
	然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければな		然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければな	
	らない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。		らない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。	
8.	受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告	8.	受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告	
	するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調		 するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調	
	査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。		 査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。	
			なお、事故報告の処理については土木工事請負必携(奈良県県土マネジメント部)掲載の「建	
			設工事事故発生時の対応について」によるものとする。	
第1131条	臨機の措置	第1133条	臨機の措置	
	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならな	1.	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならな	
	い。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなけ		い。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなけ	
	ればならない。		ればならない。	
2.	調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認めら	2.	 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認めら	
۷.	War Taw 公12(1/2/ A IC目・ WAV M A HI 首462 C O VX I JAHHA A 位 A IC 電火(や)を見いる C 間の A	۷.	では、アンパルに目・MANNのでは自然ののの限りがIndiv度がほれているのでである。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
	れるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。		れるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。	
第1132条		第1134条		
	受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。		受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。	
第1133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	
1.	受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。	1.	受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。	
2.	受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、 <mark>官公庁の</mark> 休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を <mark>付した書面によって</mark> 調査職員に提出しなければならない。	2.	受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。	
		第1136条	(削 除)	
		第1137条	行政情報流出防止対策の強化	
		1.	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	
		2.	受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。	
			(関係法令等の遵守)	
			行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。	
			(行政情報の目的外使用の禁止)	
			受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。	
			(社員等に対する指導)	
			1)受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。	
			2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。	

現 行 (平成 22 年 4 月) 改 正 (令和 2 年 1 0 月)			改正理由
編章条	編章条		
		3)受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者	
		に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。	
		(契約終了時等における行政情報の返却)	
		受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製	
		した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中	
		において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本	
		業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。	
		(電子情報の管理体制の確保)	
		1)受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」と	
		いう。)を選任及び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。	
		2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。	
		イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策	
		ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策	
		ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策	
		(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)	
		受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。	
		イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用	
		ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用	
		ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存	
		ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送	
		ホー情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送	
		(事故の発生時の措置)	
		1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流	
		出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。	
		2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をと	
		り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。	
	3	発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を	
		行う場合がある。	
	第1139条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
		受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。ま	
	1	ZZE ZZE Z ZZE ZZE Z Z	

現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和2年10月)	改正理由
編章条	編章条		
		た、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う	
		こと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。	
	2.	1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者	
		に報告すること。	
	3.	1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあ	
		3.	
	4	- 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合	
		は、発注者と協議しなければならない。	
		は、光任有る励識しなりなりない。	
	禁1140	条は保険加入の義務	
	第11409	* 「米峡加八の義務 ・受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定によ	
		り、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければ	
		ならない。	
	第1141章	条 <mark>(削 除)</mark>	
/** O 22 -111 W-76 /** 611	Mr. O		
第2章 設計業務等一般	第 2]	章 第2章 設計業務等一般	
第1201条 使用する技術基準等	第1201	条 使用する技術基準等	
受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図		受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づい	
	事业のでは正体事で表して		
て行うものとする。		て行うものとする。	
なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければな	55/4/10	なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。	
第1202条 現地踏査	第1909	条 現地踏査	
第1202年 現地暗査 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に			
	こ必要な現地の状況を把握す 1. 1.		
るものとする。		るものとする。	
	2.		
		し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。	
第1203条 設計業務等の種類	维1.9.0.9	条一設計業務等の種類	
第1203年 設計業務等の種類 1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。		* 成司未務等の種類 1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。	
1. 以口未物守には、胸旦未伤、可回未伤、取可未伤でいり。	1.	1・以口未彷守(い、则且未彷、口凹未彷、以引未伤(い)。	
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施調	となっている。 となるが、供用後しまするが、供用後します。	2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供	
における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これ			
にわける以業人は形體が必安となる合性他は物にづいても、これ	アで 中川 リ の もいこ リ る。		

	現 行(平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
	調査業務の内容 調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、 特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、こ れを調査業務とする。	第1204条	調査業務の内容 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、 特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、こ れを調査業務とする。	
第1205条	計画業務の内容 計画業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書 等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを 計画業務とする。	第1205条	計画業務の内容 計画業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書 等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを 計画業務とする。	
	設計業務の内容 設計業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書 等を用いて、原則として <mark>基本計画、</mark> 概略設計、予備設計 <mark>あるいは</mark> 詳細設計を行うことをいう。	第1206条	設計業務の内容 設計業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書 等を用いて、原則として概略設計、予備設計 <mark>又は</mark> 詳細設計を行うことをいう。	
2.	基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。			
3.	概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。	2.	概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。	
4.	予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果 品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面から の評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計 画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計と する。	3.	予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。	
5.	詳細設計とは、実測平面図 (空中写真図を含む)、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。	4.	詳細設計とは、実測平面図(空中写真図を含む)、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質 資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物 等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。	
	調査業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める <mark>適用</mark> 基準 等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査 条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならな	第1207条	調査業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める <mark>技術</mark> 基準 等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査 条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならな	

現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和2年10月)		改正理由
編章条		編章条		
	V'o		V'o	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
	計画業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準 等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画 条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	第1208条	計画業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準 等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画 条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならな い。	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び 設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目 <mark>あるいは資料収集対象項</mark> 目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める <mark>技術</mark> 基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
	設計業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準 等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者 は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職 員の指示または承諾を受けなければならない。	1.	設計業務の条件 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準 等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者 は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職 員の指示または承諾を受けなければならない。	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び 設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和 2 年 1 0 月)	
編章条		編章条		
	目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。		目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める <mark>適用</mark> 基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
5.	受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。	5.	受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。	
6.	設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。	6.	設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。	
7.	設計において、 <mark>建設省(国土交通省)</mark> 土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	7.	設計において、土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	
8.	受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	8.	受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	
9.	受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。	9.	受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。	
10.	電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。	10.	電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。	
11.	受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の 検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の 観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減 提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事 項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項) について、後設計を 実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の 作業を行う必要はない。	11.	受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の 検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の 観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上 の提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事 項等(生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等)について、後設計を 実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の 作業を行う必要はない。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
12.	受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	12.	受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術(NETIS掲載期間終了技術を含む)に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	
		13.	受注者は、業務内容及び業務の成果(調査、工事等)が地下埋設物に影響を及ぼす場合は、特記仕様書又は発注者の指示に従い、地下埋設物の調査及び成果への反映を行うこと。	
	調査業務及び計画業務の成果 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び 計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。	第1210条	調査業務及び計画業務の成果 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び 計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。	
2.	受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。	2.	受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。	
3.	受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。	3.	受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。	
4.	受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	4.	受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	
5.	受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。	5.	受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。	
	設計業務の成果 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討 内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとす る。	第1211条(1)	設計業務の成果 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討 内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説 し取りまとめるものとする。	
(2)	設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。	(2)	設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。	

	現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正(令和2年10月)	改正理由
編章条		編章条		
(3)	設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。	(3)	設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。	
(4)	数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。	(4)	数量計算書 数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省 平成31年度4月版)により 行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表様式(案)」(国土交通 省・平成25年度4月版)に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等 に基づいて概略数量を算出するものとする。	
(5)	概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をも とに算定するものとする。	(5)	概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をも とに算定するものとする。	
(6)	施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表 (□) 使用機械 (ハ) 施工方法 (□) 施工管理 (本) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。	(6)	施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。	
(7)	現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまと めることとする。	(7)	現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまと めることとする。	
			環境配慮の条件 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマ テリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を 検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。	
		2.	受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるよう	

現 行 (平成 22 年 4 月)		改 正 (令和2年10月)	
編章条	編章条		
		に設計するものとする。	
	3.	受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 104 号)	
		に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。	
	4.	受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通省・平成18年6月)の	
		趣旨に配慮した設計を行うものとする。	
	第1213条	維持管理への配慮	
	1.	受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。	